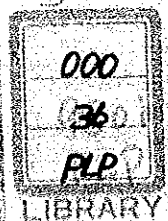


# 国際協力事業団業務の葉

昭和 54 年 4 月

国際協力事業団  
企画部



企画
<del>C-R</del>
79-8



# 国際協力事業団業務の棗

JICA LIBRARY



1027417[3]

昭和 54 年 4 月

国際協力事業団  
企画部

国際協力事業団	
受入 月日 84. 3. 16	000
登録No. 00587	36
	PLP

# 目 次

第1. 南北問題とは	1
1. 南北問題の歴史	1
(1) はじめに	1
(2) 南北問題のはじまり（1945年～1960年）	1
(3) 南北問題の抬頭（第1次国連開発の10年、1960年代）	2
(4) 南北問題の展開（第2次国連開発の10年、1970年代）	2
2. 先進国の経済協力	3
(1) 経済協力とは	3
(2) 経済協力の種類	3
(3) 経済協力の規模	4
(4) 開発援助委員会（DAC）	4
3. 日本の経済協力	6
(1) 日本の経済協力のあゆみ	6
(2) 経済協力の実施体制	6
第2. 国際協力事業団事業について	9
1. 技術協力事業	9
(1) 技術協力と国際約束	9
(2) 研修員受入れ	10
イ. 研修員受入れの意義	10
ロ. 研修実施の方式・種類	10
ハ. 受入れのしくみ	11
ニ. 研修機関	12
ホ. 研修員の待遇と経費	13
ヘ. アフターケア	13
(3) 専門家派遣	13
イ. 専門家派遣の意義	13
ロ. 専門家派遣の形態	14
ハ. 専門家派遣のしくみ	14
ニ. 専門家の待遇等	15
(4) 機材供与	17
イ. 機材供与の意義	17

ロ. 単独機材供与の手続	17
ハ. プロジェクト方式技術協力に係る機材供与	18
ニ. 専門家携行機材	18
ホ. 調査用資機材	18
(5) プロジェクト方式協力	18
イ. プロジェクト方式技術協力の概念について	18
ロ. プロジェクト方式技術協力のサイクルについて	19
ハ. セクター別プロジェクト方式協力事業の特色	20
(イ) 海外技術協力センター事業	20
(ロ) 保健、医療協力事業	22
(ハ) 農林業協力事業	23
(ニ) 産業開発協力事業	25
(6) 開 発 調 査	26
イ. プロジェクトサイクルと開発調査	26
ロ. 調査業務の流れ	28
ハ. 資金協力との結びつき	29
ニ. 開発調査事業の特徴	30
ホ. コンサルタント	30
ヘ. 報 告 書	32
2. 無償資金協力促進	32
(1) 無償資金協力促進業務とは	32
(2) プロジェクト援助が多い	33
(3) 技術協力との関連	33
3. 青年海外協力隊	34
(1) 協力隊の基本理念	34
(2) 協力隊の発足	35
(3) 協力隊業務の流れ 募集、選考、訓練及び派遣	35
(4) 協力隊員の待遇、気風	37
4. 開 発 協 力	38
(1) 開発協力事業の意義	38
(2) 開発協力事業のしくみ	39
(3) 開発協力業務の手続	40
5. 海 外 移 住	42
(1) 移 住 の 意 義	42

(2) 移住業務の概略	42
(3) 移住手続の流れ	51
6. 技術協力のための人材養成・確保	54
(1) 人材養成・確保の意義	54
(2) 人材の養成	54
(3) 人材の確保	55





# 第1 南北問題とは

## 1. 南北問題の歴史

### (1) はじめに

※南北問題についての歴史を考える場合、1960年代以後における国際連合の動きを抜きにすることはできない。60年代は、アフリカを中心とする多くの※開発途上国が政治的独立を達成し、国連に加盟してきた時代であった。

開発途上国は、経済的独立なしには政治的独立もありえないことを強く自覚し、一般に南北問題と総称される開発途上国にかかる諸問題解決のための国際協力を、国連の場で確立すべく、活動を始めた。

これは、彼ら「南」が団結して「北」※先進国側と有利に交渉出来る最大の場として国連を位置づけたからである。特にその下部機関である国連貿易開発会議（UNCTAD）が、現在では、中心的な役割をはたすようになってきている。南北問題の歴史は、即国連の歴史であったとも言えよう。

以下、南北問題の歴史の変遷を3期に分けて、簡単に説明することとする。

#### ※ 南北問題

「南北問題」という言葉を最初に使用したのは、イギリスのロイド銀行の頭取オリバー・フランクス（オックスフォード大学ウースター・カレッジ学長）といわれる。彼は1959年の講演の中で、南半球の開発途上国と北半球に位置する先進国との経済格差が益々拡大しつつあり、今後は南北問題が極めて重要な世界的課題となることを指摘した。

#### ※ 開発途上国と先進国

経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）では約140の国や地域を開発途上国（LDC: Less Developed Country）に分類している。さらに開発途上国の中でも①1人当たり国内総生産が1968年において約100ドル以下、②文盲率が80%以上、③国内総生産に占める製造業の割合が10%以下の国を、とくに「後発開発途上国（LLDC: The Least Developed Country）」と呼ぶ。一方先進国とは通常DACに加盟している北アメリカ、ヨーロッパ、日本等の17ヶ国を意味する。

※ P 6 DAC加盟国参照

### (2) 南北問題のはじまり（1945年～1960年）

第2次大戦の終了は、同時に又東西冷戦の始まりでもあった。戦災による西側ヨーロッパ諸国の疲弊の深さを憂慮したアメリカは、絶対的な経済力を背景に単独で復興援助（マーシャル・プラン）に乗り出していった。この援助は、きわめて安全保障支持的性格の強いものであり、やがて東西冷戦の

進展とともに両陣営の競合地域である開発途上国に対し拡大されて行き、ここに、「北から南へ」への援助パターンが成立する。アメリカ単独のこの援助は、やがて同国の国際収支悪化を機に変化しはじめる。国内の援助に対する風当たりが強くなったためである。この対応策としてアメリカは、マーシャル・プラン等により経済復興をなしたヨーロッパ諸国に対し援助の分担を要望するところとなり、「援助は北側先進国の共同努力で行なうべし」とのコンセンサス確立に成功する。そして、共同行動としての援助の意見交換、政策調整のために設立したのが「開発援助グループ」(DAG)である。このDAGは、1961年、経済協力開発機構(OECD)の発足と共にその下部委員会(開発援助委員会: DAC ※P5参照)として引きつがれ今日にいたっている。日本は成立当初からのメンバーである。

### (3) 南北問題の抬頭(第1次国連開発の10年、1960年代)

戦後から50年代にかけての援助が、復興と東西冷戦構造に基づく安全保障支持的なものであったのに対し、60年代は「南北問題」が初めて国際的な重要問題として抬頭し、国連でその対応策がとられ始めた時期である。

まず、1961年の第17回国連総会において、アメリカのケネディ大統領は、開発途上国に対する援助支持の演説を行なった。この演説を契機として、国際協力により開発途上国の経済成長を年率5%にもって行こうとする「国連開発の10年(1960年代の10年間)」計画が採択されることとなる。このような背景の下で、プレビッシュが「新しい貿易政策を求めて」と題する報告書を提出し「援助よりも貿易を」との思想がガイド・ラインとして、まもなく開催される第1回国連貿易開発会議(UNCTAD: 1964年ジュネーブにて開催)に受けつがれて行く。そしてこのUNCTAD総会を契機として先進国と対峙する途上国グループ(G77)が形成されて行くことになる。

### (4) 南北問題の展開(第2次国連開発の10年、1970年代)

「第1次国連開発の10年」は、当初目標とした開発途上国の経済成長を達成できないままに終了した。そのため先進国との間の経済格差はさらに広がることとなり開発途上国の不満を増大させた。その意味で、「第2次国連開発の10年」に向けての新たな開発戦略が要求されるのは必然であった。この開発戦略に大きな影響を与えたのが「自立経済発展のためには体系的な援助が必要である」と訴えた「ピアソン報告」と「社会経済の構造を変革することが開発にとって必要である」とする「ティンバーゲン報告」である。

一方、70年代に入り開発途上国グループの側にも大きな意識の変革があった。この変革をもたらしたものが第4次中東戦争を契機とするアラブ諸国の石油を武器とした世界戦略である。これは、開発途上国を大いに勇気づけ、積極的攻勢に転じるはずみとなった。そしてこの攻勢が頂点に達するのが1974年の第6回国連特別総会であり、その産物が「新国際経済秩序(NIEO)の樹立のための宣言及び行動計画」の採択である。このNIEOは、天然資源の恒久主権、生産者同盟、インデクセ

ーション、一括債務救済、SDRリンク、IMFにおける開発途上国の発言権増大、対開発途上国特恵的非互惠措置の導入等ラディカルな条項を含んでいた。これは、現行、世界経済秩序に対する明確な政治的挑戦であったため南北は正面から衝突した。圧倒的多数を占める開発途上国グループ（G77）は、国連の1国1票主義に基づき、多数決で自分達の要求を決定していった。しかし、少数グループとは言え、援助供与を行なう側である先進国の同意を得られないと言うことは、何の実行も行なわれないことを意味していた。かかる状況に対する反省から芽ばえたのが実行に向けての対話路線である。そのきっかけになったのが第7回国連特別総会であり国際経済協力会議（CIEC）であった。70年代後半を特徴づけるのは、この「対決から対話へ」の流れであろう。しかし、この対話路線も、南北間に実質的な実行が行なわれなければ、再びもとの対決へ逆行しかねない状況にあることを我々は深く自覚しておくべきであろう。

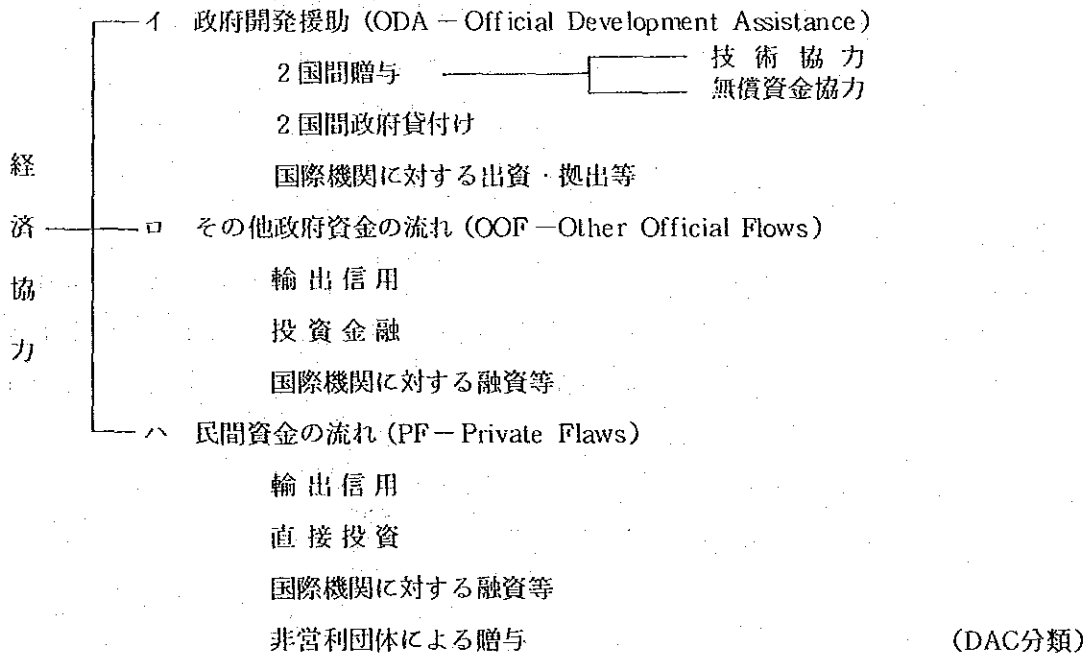
## 2. 先進国の経済協力

### (1) 経済協力とは

南北問題の解決に資するため先進国は開発途上国に対し資本、技術等の提供を行ないその開発に協力しているがこれを総称して経済協力と呼ぶ。経済協力を量的に表示するために、開発援助委員会（DAC）は「開発途上国に対する資金の流れ」という概念を使用している。

### (2) 経済協力の種類

DACの使用する経済協力の分類は下記の通りである。このうち特に問題になるのは「政府開発援助」の量と質である。



#### イ. 「政府開発援助」とは

政府開発援助 (ODA, Official Development Assistance) は次の要件を満たす資金の供与であると定義されている。

- (イ) 政府ないし政府の実施機関によって供与されるものであること。
- (ロ) 開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としていること。
- (ハ) 資金供与の条件が開発途上国にとって重い負担とならないようになっており贈与比率 (グラント・エレメント) 25%以上であること。

#### ロ. 「その他政府資金の流れ」とは

その他政府資金の流れ (OOF, Other Official Flows) とは政府開発援助についての3つの要件をすべては満足できない政府部門の資金供与を意味し、次のものを含んでいる。

- (イ) 輸出促進のために供与される政府輸出信用
- (ロ) 開発を目的としていても、貸付条件のグラント・エレメントが25%以下の場合。
- (ハ) 政府部門による開発途上国の企業の株式取得。
- (ニ) 国際開発機関が発行する証券の購入。

#### ハ. 「民間資金の流れ」とは

民間資金の流れ (PF, Private Flows) とは民間部門の市場条件による取引のことである。これらは営利を目的とする取引であるが、間接的に開発途上国の開発に貢献していると考えられる。具体的には民間輸出信用、民間直接投資、銀行借款、開発途上国および国際開発機関の証券の購入等が含まれる。

なお、このほかに民間部門が行なう純粋な援助として民間非営利団体が開発途上国の福祉と開発のために行なう贈与がある。

### (3) 経済協力の規模

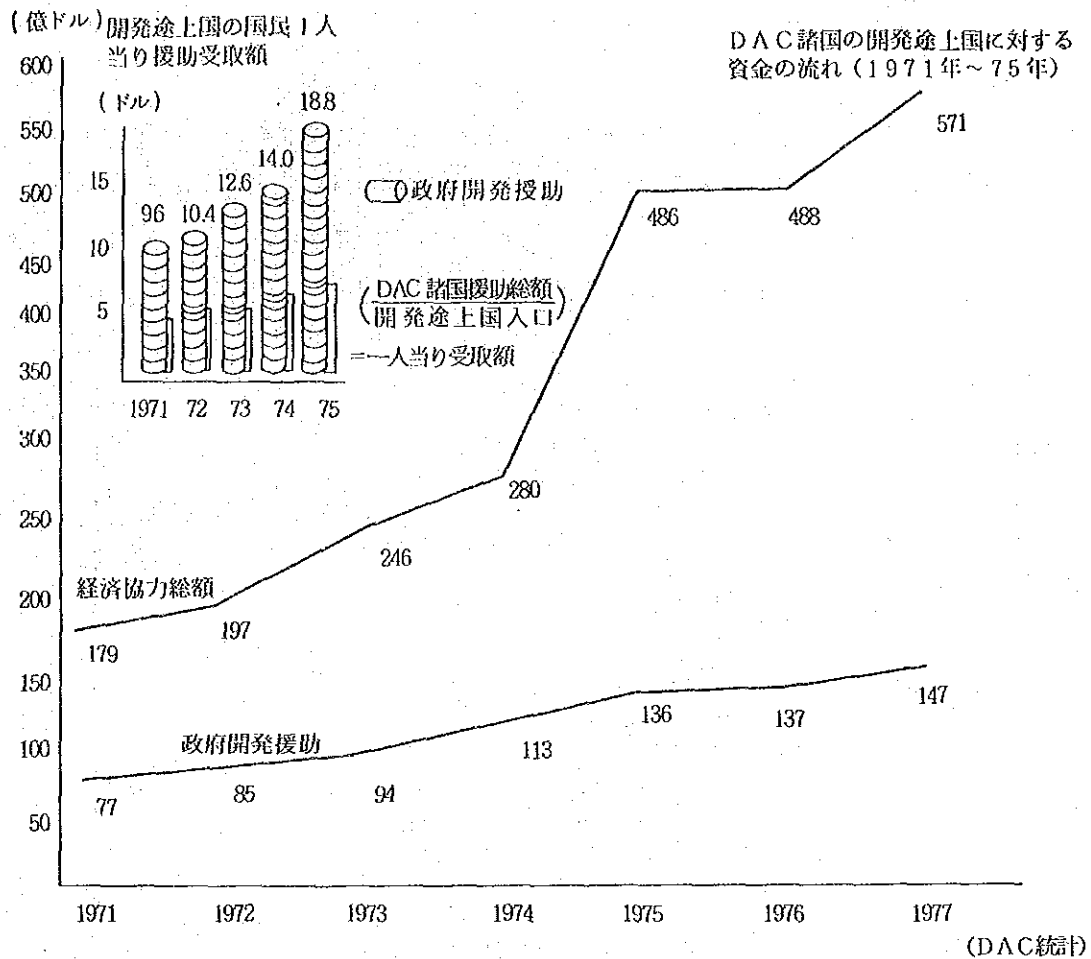
DAC 諸国の開発途上国に対する資金の流れは次頁図の通りである。(1971年～77年)

#### (4) 開発援助委員会 (DAC)

開発援助委員会 (DAC, Development Assistance Committee) とは国連の経済協力開発機構 (OECD) に所属する下部機関である。DACの歴史は、開発途上国援助のための協力方法を検討するために1960年欧米先進国が結成した開発援助グループ (DAG) に始まる。このDAGが1961年にOECDが成立したさい改組されその一部に組み込まれたものである。

#### イ. DACの主な役割

- (イ) 開発途上国への援助量の増大
- (ロ) 援助条件の緩和
- (ハ) 援助供与国間の協力増進



ロ. DACが目標としている経済協力の質と量

- (イ) 経済協力総額を援助国の国民総生産の1%まで引き上げる。
- (ロ) 政府開発援助を国民総生産の0.7%まで拡大する。
- (ハ) 政府開発援助の条件をグラント・エレメント84%以上 (CIECでは86%) にする。

ハ. DAC加盟国 (17ヶ国)

オーストラリア   オーストリア   ベルギー   カナダ   デンマーク   フランス  
 西ドイツ   イタリア   日本   オランダ   ニュー・ジーランド   ノールウェー  
 フィンランド   スウェーデン   スイス   イギリス   アメリカ

ニ. 年次審査

DACにおいては、加盟国同士が応分の国際的責任を援助面ではたしているかどうかにつき次年の相互審査を行っておりここで発表されるデータが国際経済協力における正式のデータとして使用される。

### 3. 日本の経済協力

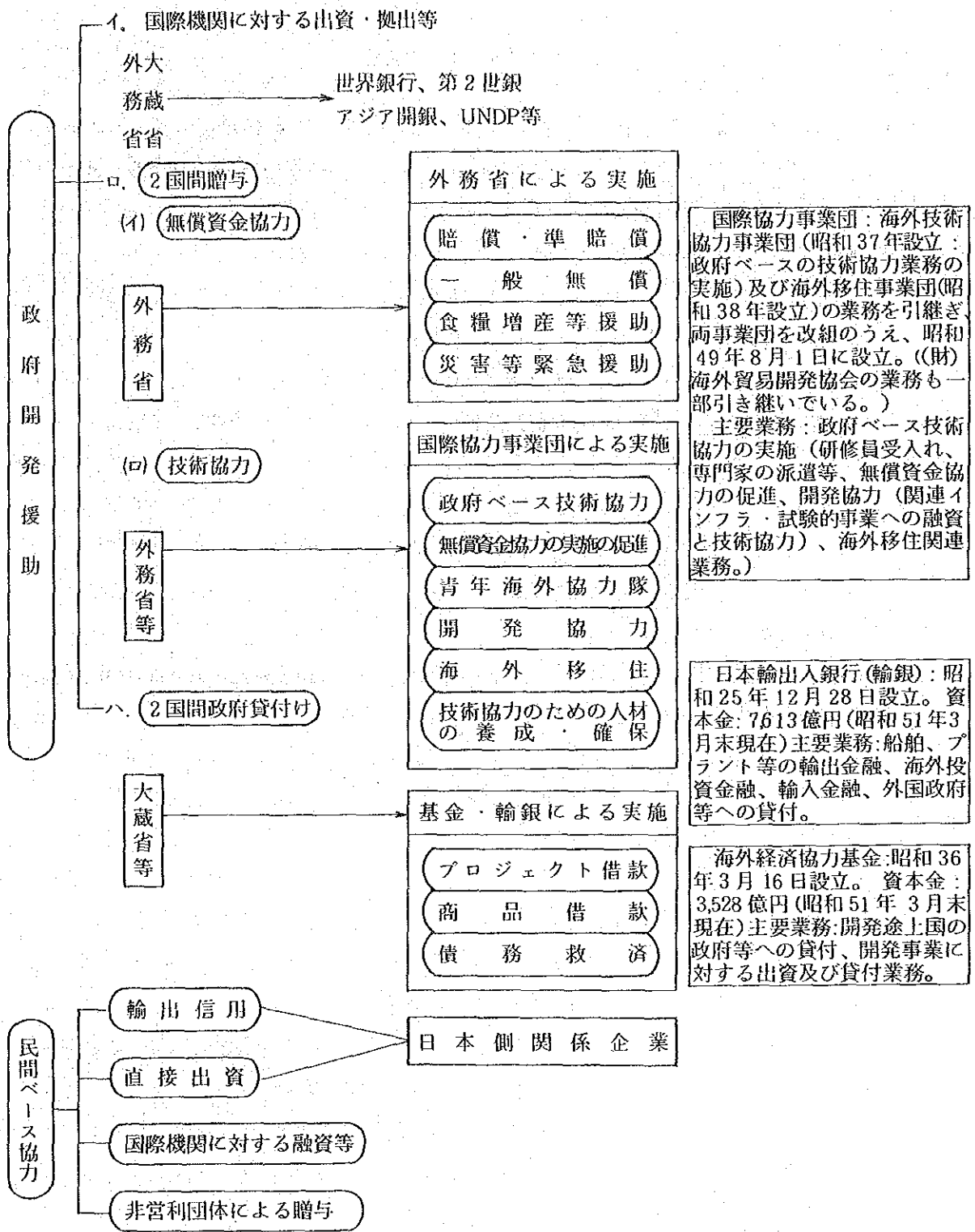
#### (1) 日本の経済協力のあゆみ

日本の経済協力は、第二次世界大戦時に、東南アジア諸国に対して日本軍が与えた被害に対する「賠償」とイギリスならびにもとその植民地であったアジア諸国の地域協力機構である「コロombo・プラン（南および南東アジアにおける共同の経済開発のためのコロombo・プラン）」に参加したことで始ったと言える。以下はその歩みの年表である。

50年代	1950. 12	日本輸出入銀行の設立
	1951. 9	サンフランシスコ講和条約調印
	1952. 8	世界銀行 (IBRD)、国際通貨基金 (IMF) 加盟
	1953. 12	「アジア諸国に対する経済協力量針」閣議決定 (吉田内閣)
	1954. 10	コロombo・プラン参加 (技術協力の開始)
	11	賠償の開始 (ビルマ)
	1955. 9	GATT加盟
	1956. 12	国際連合加盟
1958. 2	円借款の開始	
60年代	1961. 3	海外経済協力基金の設立
	6	対外経済協力審議会の設立
	9	OECD開発援助委員会 (DAC) の設立、加盟
	1962. 6	海外技術協力事業団 (OTCA) の設立
	1964. 4	OECD加盟・IMF 8 条国への移行
	1965. 5	青年海外協力隊の設立
	1966. 4	東南アジア開発閣僚会議の発足
	12	アジア開発銀行 (ADB) の設立
1969.	無償資金協力の開始	
70年代	1972. 4	政府開発援助の対GNP比 0.7 % 達成の意図表明
	11	アフリカ開発基金への加盟
	1974. 8	国際協力事業団 (JICA) の設立
	1975. 7	対外経済協力閣僚協議会の設置 (1977. 1 廃止)
	1976. 7	米州開発銀行 (IDB) 加盟
1977. 4	賠償・準賠償支払の終了	

#### (2) 経済協力の実施体制

経済協力の具体的実施業務は、開発途上国内における事業が中心になるものであるだけに、複雑かつ専門化しておりそれぞれの経済協力形態について個別の実施機関が活動している。政府開発援助を中心にその実施体制を図式化すれば次頁のようになる。



#### イ. 国際機関に対する出資・拠出等

国連開発計画 (UNDP) や世界銀行グループ等経済協力にたずさわる国際機関に対する出資や拠出を通じて間接的に開発途上国の経済開発に寄与するもの。外務、大蔵省等より直接出資、拠出を行なう。

#### ロ. 2 国間贈与

##### (イ) 無償資金協力

- 一般無償 …… 開発途上国の必要とする生産物及び役務の調達に要する資金を贈与するもの。技術協力センター、研究所、学校、病院等の建設が代表的な例である。
- 食糧増産等援助 …… 食糧農産物及び食糧増産のための物資の贈与等
- 災害等緊急援助 …… 地震、早ばつ等に対する
- 人道的援助 …… 通常日本赤十字を經由する
- 賠償・準賠償 …… 第2次大戦後の賠償協定に基づく支払い等

以上無償資金協力は主として外務省が直接所管し、国際協力事業団も一般無償の実施業務を分担している。

##### (ロ) 技術協力

開発途上国への専門家派遣、研修員受入等により、開発に必要な技術の普及、水準の向上に資するもので、主として国際協力事業団が実施している。

#### ハ. 2 国間政府貸付

長期低利の資金を開発途上国に貸付け、主に公共事業等の、外貨所要資金にあてるもの。実施は日本輸出入銀行と海外経済協力基金が分担している。



## 第2 国際協力事業団の事業について

国際協力事業団（以下「事業団」という。）の事業は、国際協力事業団法（昭和49年5月31日法律第62号）第4章業務第21条の「業務範囲」に規定されている。事業団では、その条文に従って、政府ベースの技術協力の実施を1号業務、無償資金協力業務の実施の促進を1号の2業務、青年海外協力隊業務を2号業務、開発協力業務を3号業務、移住業務を4号業務、専門家の養成及び確保業務を5号業務等と略称している。以下、この順序に従って、事業団の事業を紹介する。

### 1. 技術協力事業

#### (1) 技術協力と国際約束

事業団は、途上国政府又は国際機関と日本政府との間で条約その他国際約束に基づき「政府ベース」の技術協力を実施することとなっている。

##### イ. 一般協定と個別協定

一般協定として、経済及び技術協力に関する協定がサウジアラビア、イラク等と締結され、技術協力協定がブラジル、コロンビア、チリ、ボリヴィア等の中南米諸国と締結され個々の案件実施の大枠が決められている。

個別協定としては、後述する、特定の技術協力方式プロジェクトの実施について規模が大きく、かつ必要な場合に、技術協力センターと農林業協力事業実施の際、これが締結されている。

##### ロ. 交換公文

青年海外協力隊の派遣については、交換公文により派遣取極めをし、個々の実施は口上書によって行なっている。

##### ハ. 口上書

研修員受入、専門家派遣及び機材供与の場合は、口上書に様式化された書類（A-1フォーム、A-2フォーム、A-3フォーム、A-4フォーム）を添付した要請が途上国から提示され、日本が協力可能な場合は、口上書によりその旨途上国へ回答することにより、国際約束が形成される。開発調査の場合は、事業団派遣の調査団と相手国政府機関とで、Scope of Worksに署名（その後、口上書を交換することにより国際約束が形成される。協定によらないプロジェクト方式技術協力の場合は、開発調査と同様に、事業団派遣調査団と相手国政府機関とで合意議事録（Record of Discussions, R/D）を交換した後、口上書に様式化されたA-1からA-4までのフォームを添付した要請が途上国から提示され、日本が協力可能な場合は、口上書によりその旨途上国へ回答することにより国際約束が形成される。以上のように、開発調査、プロジェクト方式技術協力の場合は、口上書交換に先立って、協力内容が複雑なため事業団と相手国機関とでその詳細について合意する二段がま

えの方式を取っている。

## (2) 研修員受入れ

### イ. 研修員受入れの意義

昭和 29 年政府ベースの技術協力の開始と同時に、研修員受入れが始まり、途上国の開発に必要な人材の養成に協力して、途上国の技術者、研究者及び行政官を日本において研修し、併わせて対日理解を深め友好親善に資することを目的としている。事業団は途上国における研修員の地位に鑑み、高級研修員、準高級研修員、一般研修員と区分けしてその受入れを実施し、対象国として、昭和 54 年度は、106 ケ国から受入れの予定である。

研修の分野は、まさに稲作から原子力まで広範、多岐にわたり、狭義の専門技術分野のみならず広く行政、経営管理、その他社会、科学等の分野も含まれる。

### ロ. 研修実施の方式・種類

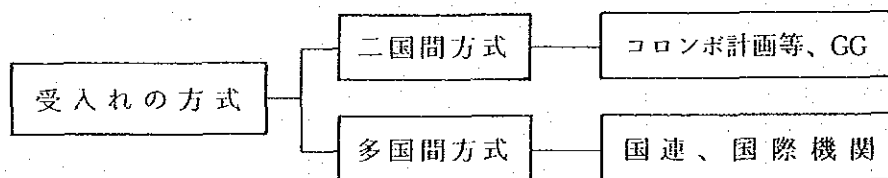
受入れの方式としては、大別して二国間方式と多国間方式がある。

(イ) 二国間方式とは、わが国と受入れ対象国との直接とりきめによって受入れるもので、その代表例はコロンボ計画（中近東、アフリカ、中南米を含む）であり、この場合、集団研修、個別研修を問わず、経費は全額わが国が負担する。

又、二国間方式には「政府一般要請計画」（略称GG）と呼ばれる受入れがあり、これは、渡航費、滞在費等を相手国政府が負担し、わが国は研修経費のみ負担する方式である。

(ロ) 多国間方式とは、国連あるいは、その他国際機関との取り決めにより受入れるもので、経費は渡航費、滞在費等を上記機関が負担し、わが国は研修経費のみ負担する。

研修実施の方式としては、集団研修と個別研修がある。

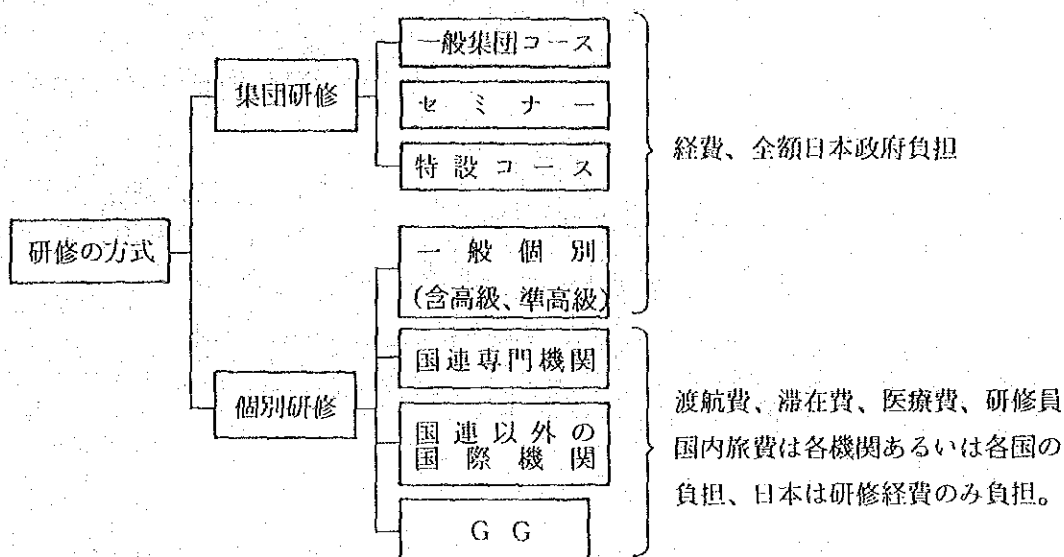


(イ) 集団研修とは、同種科目で各国からの要望の多いものについて、あらかじめわが国が設定したカリキュラムに沿って各国から参加者を募集し、グループで訓練するものである。研修期間は、最長 20 ヶ月、最短 2 週間、平均約 5 カ月で、1 コースの平均研修員数は約 12 人である。

(ロ) 個別研修とは、各国あるいは、国連その他国際機関からの個々のプロポーザルに基づき、わが国で研修可能なものについて受入れるものである。

集団研修の要請に際し、相手国は口上書及び研修候補者の略歴等を記載した A-3 フォームを又、個別研修の場合は、集団研修の必要書類に加え、研修希望内容を記載した A-2 フォームを併せて日本大使館へ提出することになっている。

これら集団及び個別研修は次頁の図のごとく細分される。



セミナーは、広義の集団コースに含まれるが、一般集団コースが講義、実技を中心とした研修であるのに比し、各国の中堅以上の者を対象とし、講義、討論、研修員による各国事情の紹介、視察旅行等を行なう比較的短期間の受入れである。

個別研修の内には、日本から派遣した、専門家調査団の相手国におけるカウンターパートの研修も含まれ、現地での技術移転に加え日本での研修によりそれを更に質的に高めることが行われている。

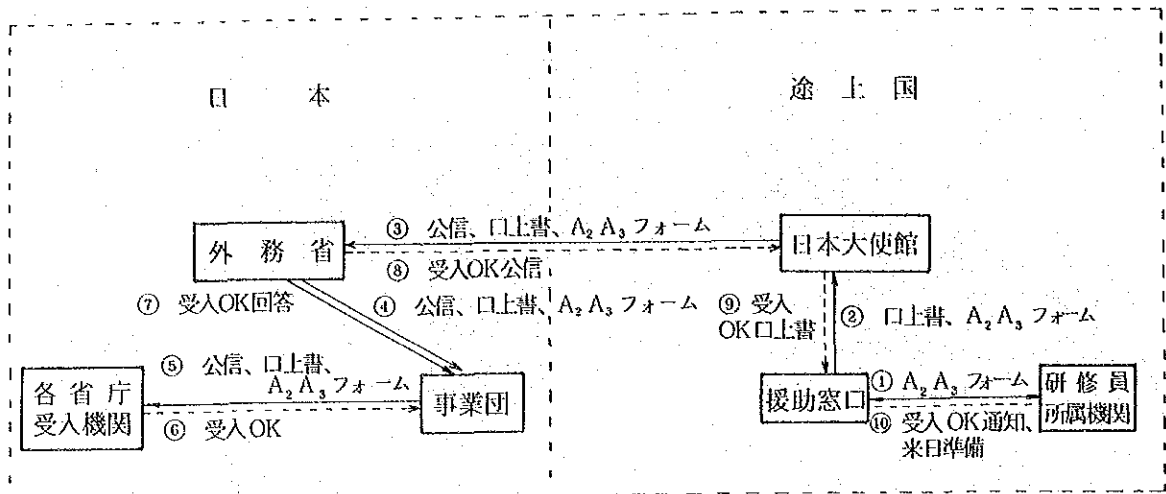
国連専門機関としては、FAO、UNIDO、IAEA等、その他の国際機関として、SEAFDEC、OAS等がある。

特設コースは、ある地域、あるいは1ヶ国を対象として特別に実施する集団研修である。

例えば、中近東対象コース、メキシコ、韓国を対称としたコースがある。

#### ハ、受入れのしくみ

個別コースを例として受入れの準備、実施までを次頁に図示する。



- ⑪ 米 口
- ⑫ オリエンテーション
- ⑬ 技術研修
- ⑭ エバリュエーション
- ⑮ 終了証書
- ⑯ 帰 国

前述のように個別研修の場合は、相手国のプロポーザルに基づき両国間の研修についての検討が開始されるが、集団研修はあらかじめカリキュラムを受入機関と事業団が協議して、General Information (GIと略称) を作成し、日本側から途上国へプロポーズすることから研修が開始されるので、出発点は、日本側からとなる。この業務は、研修事業部及び研修センターが担当している。

## 二、研修機関

研修機関は、事業団が運営している7つのセンターをはじめ各省庁の局、試験研究機関、地方自治体、大学、民間企業、各種団体等である。

事業団の研修センターは、茨城県にある内原国際農業研修センター、神奈川国際水産研修センター、東京国際センター、八王子国際研修センター、名古屋国際研修センター、大阪国際研修センター、神戸国際研修センター、昭和54年度中に完成予定の筑波国際研修センターである。

各省庁の研修機関としては、大蔵省造幣局、労働省職業訓練局、農林水産省東海区水産研究所、通産省地質調査所、運輸省港湾局、経済企画庁、建設省国土地理院、環境庁、警察庁、厚生省国立ガンセンター、自治省自治大学校等多数があり、地方自治体では、大阪市立工業研究所、兵庫県農業試験場、名古屋工業指導所、大学では、東海大学、大阪大学、神戸大学、九州大学等があり、民間・団体等として、海外電力調査会、日本水道協会、世界貿易センター、結核予防会、日本印刷技術協会等、特殊法人としては、NHK、国鉄、電々公社などがあり非常に多方面の協力を得て、年間約3千名の研修を行なっている。

## ホ. 研修員の待遇と経費

一般研修員には次の手当が支給される。

- (イ) 渡航費
- (ロ) 滞在費 (Living Allowance)
- (ハ) 支度料 (Outfit Allowance)
- (ニ) 書籍費 (Book Allowance)
- (ホ) 資料送付料 (Literature Transport Allowance)
- (ヘ) 国内旅費 (Travel Allowance)
- (ト) 定期代

渡航費は、原則として来日前に本国に航空券を送付し支給する。

(ロ)から(ホ)までは日本到着時に支給され、(ヘ)と(ト)はその都度支給される。高級研修員には、(イ)及び(ロ)が支給される。滞在費は、1日単位で計算され、支度料及び書籍費は滞在期間の長短により、資料送付料は研修員の出身地域に従って計算される。

国連、GGの研修員に対しては、上記全費用がそれぞれ本人にフェロシップを提供した機関から支給される。

以上の経費は、研修を受ける本人が受け取る費用であるが、これから述べる研修経費は研修するための経費である。

講師の講義に対する謝金、テキストの原稿料、翻訳料、研修先へ研修員を引卒するための旅費交通費、研修打合せのための会議費、研修のための教材・資材費等が研修経費としてあげられる。積算は毎年1ヶ月1名当りの単価を決め、それに従って支出されている。

## ヘ. アフターケア

研修を終了して帰国した帰国研修員に対し、事業団は、技術水準の維持発展及び日本での研修を生かすために、集団コースの講師陣で編成された巡回指導チームの派遣、機材供与、文献供与を行なうとともに同一コースで帰国研修員が多くなった時はその再研修、帰国研修員同志の連係のため同窓会育成強化並びに KENSHUIN 誌の発行配布等を実施している。

第三国研修は昭和 51 年より開始された。これは、開発途上国の域内の 1ヶ国で類似した環境の近隣諸国から研修員を受入れ、技術移転を効率的に実施する現地研修方式で、わが国は援助供与国として、研修員に対する外国旅費、滞在費等の経費を負担し、研修実施国と共同して、研修実施国の研修施設、講師、教材を使用して行なう一種のアンタイ技術協力で、1年間に 2～3 件の実施がある。

## (3) 専門家派遣

### イ. 専門家派遣の意義

本事業は、研修員受入れ事業と同じく、昭和 29 年より開始されて以来実施している基本的な技

術協力の形態の一つである。

専門家派遣の形態はいろいろあるが、いずれにせよ専門家が保有する知識及び技術を指導、調査、研究等を通じて相手方に伝達し、途上国の人材養成に貢献するものである。専門家派遣はこのようにして途上国の経済社会の発展に貢献するばかりでなく、専門家の全人格を通じて、途上国の人々の心に直接触れ合うことにより、相互の友好、親善にも役立っている。

#### ロ、専門家派遣の形態

専門家派遣の形態は大別すると次のとおりである。

##### (イ) 個別派遣

途上国等からの個別のプロポーザルに応じ事業団が専門家をその国の政府関係機関、試験研究機関、教育訓練機関等に派遣し、指導・助言、調査・研究等にあたらしめるもので、主として派遣事業部がこの業務を担当している。

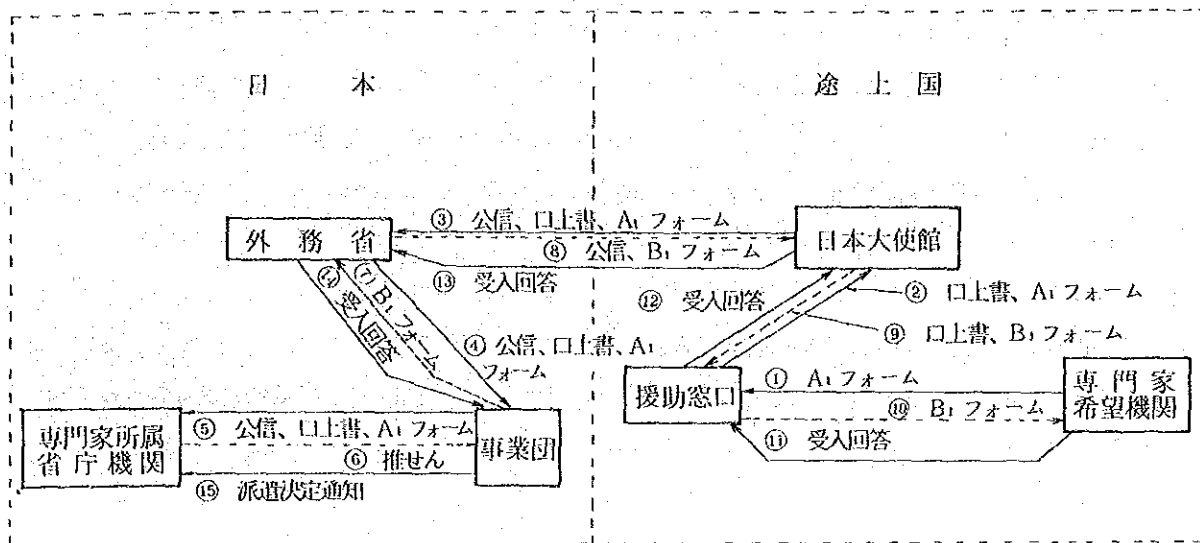
##### (ロ) プロジェクト方式技術協力への派遣

プロジェクトとは、第2の1の(1)技術協力と国際約束の項で述べたように、個別協定又はR/Dと口上書プラスA-1からA-4フォームに基づく、専門家派遣、機材供与、研修員の受入をパッケージにして、途上国に対し技術の訓練、試験、教育、研究、普及指導等を行なうものである。従って、プロジェクト方式技術協力への専門家の派遣人数は通常複数以上である。この事業は、プロジェクトの分野に応じ、社会開発協力部、医療協力部、農業開発協力部、林業開発協力部及び鉱工業開発協力部が担当している。

なお、個別専門家派遣の方式としては、大別して二国間方式と多国間方式がある。二国間方式とは、わが国と途上国との直接とりきめによって派遣するもので、その代表例はコロポ計画であり、この場合経費は全額わが国が負担する。国際約束は、口上書とA-1フォームを途上国が日本政府へプロポーズする機会が多いが、日本政府はそれに対し、派遣候補者の履歴、派遣時期等を記載したB-1フォームを口上書に付して途上国政府へ送付し、受入れ確認（通称アグレマン）の回答を得ることによって派遣するということになる。多国間方式とは、国連あるいは、その他の国際機関との取り決めにより派遣するもので、通常経費は二国間方式と同様日本政府が負担する。主な国際機関として、国連開発計画（UNDP）、国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）、東南アジア漁業開発センター（SEAFDEC）などがある。

#### ハ、専門家派遣のしくみ

個別派遣専門家を例として派遣のしくみを次頁に図示する。



- ⑬ 健康診断：気候、風土の異なる途上国での勤務に耐え得るかどうかの健康診断を行なう。
- ⑭ オリエンテーション等：事業団は、専門家に対し任国の事情、特技免除、職務内容、携行機材の制度、派遣時期、在勤手当等の経費の問題、現地業務費、その他諸手続等についてオリエンテーションを行なうと同時に十分専門家の意向を徴し打合せを行なう。
- ⑮ 派遣前専門家研修：事業団は英語その他の語学研修、事業団の業務や任国事情等の事前研修、必要に応じて技術研修を実施する。
- ⑯ 派遣：役務契約（国家公務員を除く）を事業団と専門家は締結し、諸手続を経た後専門家は任国へ出発する。
- ⑰ 任国への到着：専門家は通常相手国の政府機関の中でカウンターパートと共に職務を遂行する。又、専門家は任国では、事業団海外事務所と在外公館と密接な連絡を保つと共に、業務報告及び事務連絡を事業団へ提出する。
- ⑱ 任期及び終了帰国

## 二. 専門家の待遇等

### (1) 旅費及び派遣手当

事業団は専門家の派遣期間が1年未満の専門家を短期派遣専門家とし、1年以上の専門家を長期派遣専門家とし次の通り旅費及び派遣手当を支給している。なお、長期派遣専門家の場合扶養親族を随伴することができる。

#### a. 旅費の支給

短期派遣専門家については、全派遣期間について旅費を支給する。また、長期派遣専門家については、赴任又は、帰国のための旅行について旅費を支給する。旅費の種類は、外国旅行について支度料、旅行雑費、航空賃等、日当、宿泊料、食卓料、着後手当及び移転料、地方在住の専門家の上京（帰省）時の旅行について内国旅費となる。

b. 派遣手当の支給

専門家の任期中、長期派遣専門家には、在勤基本手当、家族手当、子女教育手当、住居手当、へき地手当、語学手当及び特別技術手当が、短期派遣専門家には、旅費（日当・宿泊料）のほか、語学手当（派遣期間が3カ月以上の場合に限る。）及び特別技術手当がそれぞれ支給される。

(ロ) 国内での給与

事業団は、次の「国内での給与」を支給する。なお、国家公務員は「国際機関等に派遣される一般職の国家公務員の処遇等に関する法律」（通称派遣法）により、派遣中も国内での給与を通常の70～100%の割合で各人の所属省庁から支給されることとなっているので事業団からは支給しない。

- a. 所属先人件費補てん：主として民間及び特殊法人等国家公務員以外の所属先からの専門家を派遣するとき、所属先が専門家の派遣中も従前の給与等を本人に支払う場合は、事業団がその給与等を規定限度額内で補てんする。
- b. 自営者に対する補てん：専門家が自家営業主の場合は、従前の所得を基礎にして補てんする。
- c. 国内俸：専門家が派遣時に無職の場合は、国内俸が事業団より支給される。

(ハ) 一時帰国及び子女呼寄せ制度

一時帰国は、専門家の派遣期間中に事業団の許可を受けて、公費又は私費により、実施され、その種類として業務打合わせ帰国（事業団の指示）、学会出席一時帰国、休暇一時帰国、私費一時帰国がある。

子女一時呼寄せは、事業団の許可を受けて勉学のため本邦に残してきた子女を休暇を利用して任地へ呼寄せる制度で1年間に1度これを行うことができる。

(ニ) 福利厚生

専門家に対する福利厚生については次のような制度を実施している。

- a. 専門家が派遣期間中、業務上災害を受けた場合の補償として「業務上災害補償」
- b. 専門家及び扶養親族の業務によらない負傷・疾病等に対する給付として「共済給付制度」
- c. 不健康地に2年以上派遣されている専門家と扶養親族を対象に「健康管理のための旅行」
- d. 帰国後、労働意志を有するにもかかわらず生業に就けない専門家に対して一定期間生活保障金を支給する「生活保障制度」
- e. 専門家が任地で所有していた家財が天災、戦争等の非常時のため適切な措置を講じられず損失した場合にそれを補てんする「専門家損害救済金」
- f. 派遣事業の円滑かつ効果的な運営のため、任地で優秀な成果を挙げて帰国した専門家に特別囑託の委嘱を行う「特別囑託制度」。なお、昭和54年度からは、上記の「業務災害補償



制度」にかわる「労働省災害補償保険特別加入制度」を適用、実施することで準備中である。  
(ホ) 専門家の現地における技術指導業務を、より効果あらしめるよう事業団は、派遣専門家に対し「現地業務費」の支給と、「携行機材の制度」を実施している。

現地業務費について説明すると次のようになる。

専門家の現地での活動費等は、途上国の自助努力を求め相手国に負担せしめるのが一般的であるが、実情は相手国がなかなかそのような経費を負担することができず、専門家の活動に支障を来し、円滑な技術指導ができないことがあるため、事業団より現地業務費を専門家に支給し専門家の技術指導をより効果あるようにしている。

#### (4) 機材供与

##### イ. 機材供与（単独機材供与）の意義

機材供与事業は技術協力の一環として昭和 39 年度から実施されているものであるが、その目的とするところは開発途上国がわが国の技術協力その他により、一応の技術的知識、経験を有しているにもかかわらず、機材の欠如、不足等のため技術の訓練、伝達、普及等が円滑に行われず、または既存の技術が効果的に活用されない場合に、当該国の要請に基づき必要機材を供与し、これを通じて開発途上国の経済的、社会的発展の向上に寄与することを目的とするものである。

たとえば、(イ)派遣中の専門家の指導業務を一層効果的とするもの、(ロ)専門家の帰国後に相手国側のカウンターパートがさらに業務を継続遂行するうえにおいて必要とするもの、(ハ)研修員が帰国後にわが国で研修した知識、技術を有効に活用するために必要とするものなどがその主な対象であり、いわば、人と物との有機的組合せにより、技術協力の効果を高めようとするものである。

##### ロ. 単独機材供与の手続

単独機材供与のスタートから実施までの流れは、研修員受入れ及び専門家派遣のそれと同じもので口上書に A-4 フォームが添付されることにもなる。ここでは供与決定後の手続を以下に記す。

##### (イ) 仕様書の作成

仕様書 (Specification スペック) とは、機材の品名、規格、数量等機材を購入するため必要不可欠な事項を記載した書類で、このスペックの正確さが以後の業務に影響を及ぼす。品名、規格、性能、使用目的、現地での代理店、附属品、動力源についてはポルティジ、サイクル数、電相、コンサイニー (荷受人名) 等が仕様書に記載される事項である。場合によっては、特定メーカーを指定する (銘柄指定) こともある。

##### (ロ) 購送手続

事業団はメーカーより当該機材についての金額、納期、梱包数等を把握するため見積書及びカタログを取付ける。スペック、見積書等を付した購送請求書を無償調達部へ提出する。無償調達部は、随時事業部と協力しつつ予定価格を作成し、入札説明会を開催し、入札会を開き購入契約を納入業者と締結する。機材が製作されると、事業団は仕様書を充たしているかどうかの機材検

収を行い、契約業者は指定倉庫へ搬入する。ここで購入契約は完了し、次は輸送契約を締結し通関、船積を行う。事業団は船積書類を外務省を通じて相手国へ送付する。相手国は船積書類により通関後プロジェクトサイトへ輸送する。

#### イ) 機材供与後の業務

購送機材中に、大型装置、または特殊機材が含まれ、現地での据付作業に困難が予想される場合には、据付技術者を派遣する。

又、プロジェクトサイトに機材が到着した時点で、現地で破損等を調査し、破損・紛失等があれば、保険求償の手続をして機材を再購送する。

#### ハ、プロジェクト方式技術協力に係る機材供与

機材がプロジェクト方式技術協力により供与される機材の額は単独機材供与の額に比し比較的多額である。機材リスト及び仕様書は相手国のカウンターパートと調査団又は専門家が打合せをし、のち事業団が取りまとめる。

#### ニ、専門家携行機材（海外青年協力隊も含む）

専門家の派遣事業の一環として、専門家の現地での技術指導に必要な機材で、相手国から提供することが困難かつ不可能な機材を携行する制度がある。

専門家本人が所有している書籍等もこの制度で輸送が可能である。機材は引き取りの時点で相手国の所属となるが、専門家の技術指導に必要な機材の性格を併せ持つため専門家が任中は専門家の管理下で使用される。

#### ホ、調査用資機材

調査業務を実施する際、調査団が調査用資機材を必要とした場合に使用を計る資機材で、他の機材と異なる点は、相手国へ供与することも出来るが供与することなく持ち帰ることもできる点である。

### (5) プロジェクト方式協力

#### イ、プロジェクト方式技術協力の概念について

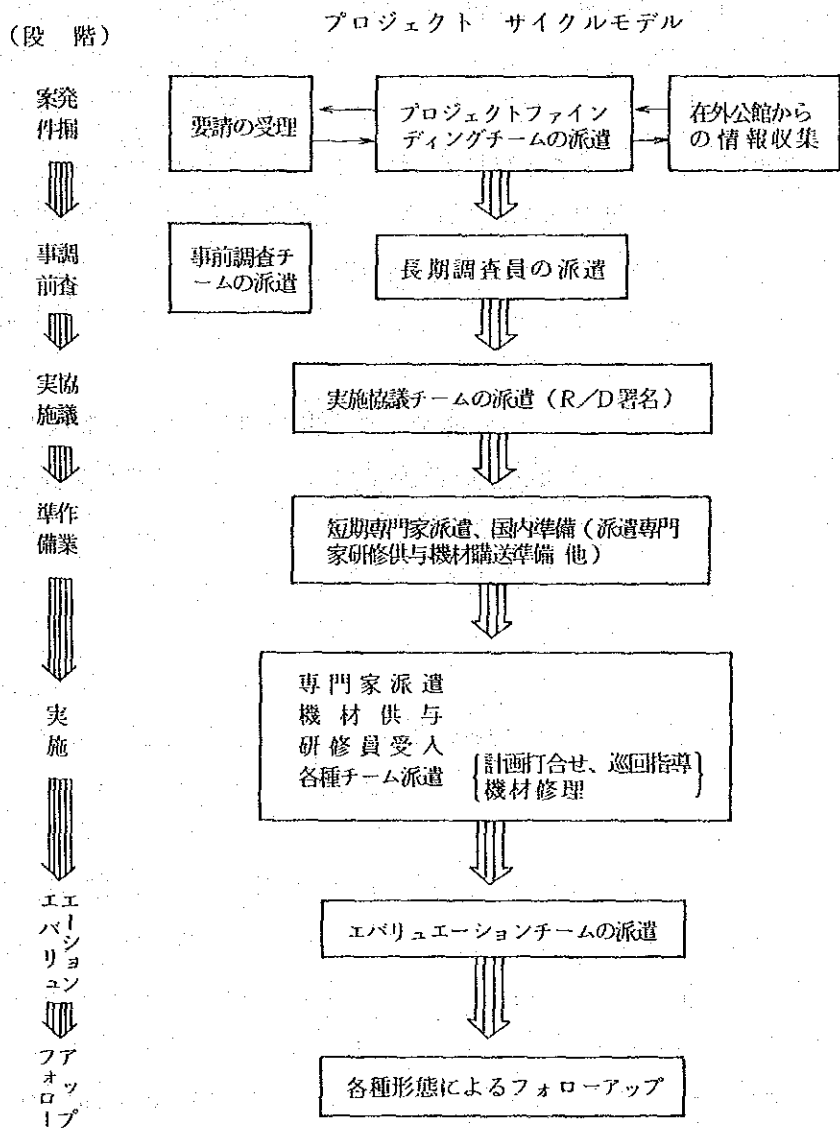
事業団が行っている技術協力の形態は、基本的には、(イ)研修員の受入、(ロ)専門家の派遣、(ハ)機材の供与であり、これら3形態を単独あるいは組合せによって行うものである。各種形態のうちで上記3種類を組合せ、技術協力計画の立案から実施までを一貫して計画的かつ総合的に行うものをプロジェクト方式技術協力と呼んでいる。このプロジェクト方式技術協力は、相手国の開発計画への参加を通じ、相手国の技術者等に対し技術の移転をはかることを目的とするものであり、相手国に拠点を設け数数年にわたり技術協力を行う。この協力のため事業団は各種調査チームの派遣、専門家の派遣、機材の供与及び研修員の受入れを効果的かつ有機的に組合せて実施している。

一方、開発途上国は、プロジェクトの拠点となる土地、建物、施設等の準備、カウンターパートの提供及び運営費等のローカルコストを負担し、相互に協力してプロジェクトを運営する。プロジ

プロジェクト方式技術協力においては数ヶ年にわたり人的にも金額的にもかなりの規模の協力を展開する関係上、事前に相互の間で実施につき十分な合意がなされていることが不可欠である。よって通常は政府間協定あるいは事業団調査チームと相手国当該機関との間で討議議事録 (Record of Discussions R/D) が署名される。現在実施されているプロジェクト方式技術協力としては、昭和32年度に開始された海外技術協力センター事業、昭和41年度に開始された保健医療協力事業、昭和42年度に開始された農林業協力事業及び産業開発協力事業（昭和53年度に開発技術協力事業より移行）の4事業がある。

ロ. プロジェクト方式技術協力のサイクルについて

プロジェクトはその発掘から計画立案、実施を経て終了にいたるまでを1つの流れ（サイクル）としてとらえることができる。これをプロジェクトのサイクルモデルとして図示すると概略下記の様になる。



#### (イ) 案件発掘

プロジェクト方式技術協力は、政府ベース協力の一環であるため、当然、相手国からの正式協力要請が受理された段階から具体的な手続が開始される。しかし、現実には相手国のニーズを的確に把握し優良案件プロジェクトを発掘するために、相手国の要請を待つだけでなく、在外公館、事業団海外事務所等を通じての諸情報の収集と同時に国内における情報ならびに分析を基にしたプロジェクト・ファインディング・チームを派遣する等の努力を行なっている。

#### (ロ) 事前調査

案件発掘の段階で入手した情報等を基礎にして、協力可否ならびに計画立案に資するための資料収集等を主たる目的として長期調査員あるいは事前調査団を派遣する。

#### (ハ) 実施協議

事前調査に基づきプロジェクトとして実施しうるめどがついた段階で実施協議チームを派遣する。調査団は相手国関係者と協力内容について協議し、基本計画を策定するとともにその結果を討議議事録(R/D)として取りまとめ署名する。

#### (ニ) 準備作業

R/Dの署名により準備段階に入るが相手国の受入準備と併行して、日本から必要に応じ短期の専門家を派遣して、実施設計等実施にかかる準備を行う。日本国内においては、各組織を網羅した協力体制の確立、専門家の人選、派遣前専門家の研修、機材供与、テキスト等教材、研修員(カウンターパート)受入等の準備を行う。

#### (ホ) 実施

実施にあたって、最も配慮すべきことは、専門家の派遣、機材の供与、研修員の受入を計画に基づき有機的かつ効果的に組合せて柔軟性をもって実施することにある。事業団が協力するプロジェクトを相手国が引き継ぎ自力で運営しうる段階に至るまでの数ケ年は予測しえない事態が次々と発生するがこれによる積極的かつ柔軟に対応する姿勢が不可欠である。

#### (ヘ) エバリュエーション

協力期間満了時期が近づいたプロジェクトについて、エバリュエーションチームを派遣して効果の測定、引き継ぎの可能性等を判断する。それと同時に、プロジェクト実施の過程で入手した各種知識、経験を次のプロジェクトに活かせるように配慮する。

#### (ト) フォロー・アップ

エバリュエーションの結果、必要と判断される場合は、機材供与、短期専門家派遣、カウンターパートに対する技術情報の提供、再研修等各種形態のフォローアップ協力を行う。

### ハ、セクター別プロジェクト方式協力事業の特色

#### (イ) 海外技術協力センター事業

海外技術協力センター事業による技術協力(以下「センター方式」と略記)も他プロジェクト方式技術協力と同様、開発途上国に不足しておりまたは存在しない技術を移転し、わが国の技術

協力が終了した後においても当該開発途上国が自主的にプロジェクトを管理・運営しうるようにすることを目的としている。海外技術協力センター事業の主要形態には次のものがある。

- a. 開発途上国において最も不足している各技術分野の中級・初級技能者の訓練・養成を目的とする「技術的人材の訓練・養成に対する協力」（職業訓練センター、水産職業高校、電気通信技術訓練センター、船舶機関士養成所等）
- b. 先進諸国の科学・技術を導入し、この技術の普及伝播および開発のための試験研究を目的とした「科学技術の導入・改良・普及および適応に対する協力（水産加工センター・窯業研究開発センター、電気通信研究センター等）
- c. 地域開発を促進するため公共施設等の建設作業を行いながら同分野の技術者の訓練を行うことを目的とする「公共事業および地域開発に対する協力」（道路建設訓練センター）

わが国のセンター方式による技術協力の構想は、開発途上国の技術者等をわが国に招致して研修せしめることは、経費の面、環境条件の差異、言語の不自由等種々の制約を伴うこと、またわが国から専門家を派遣して指導訓練を行う場合、相手国内に適当な施設が存在せず効果的にその目的を達成することが難かしいこと等から、開発途上国（相手国）に研修施設を設けて指導訓練を行う方式が各援助国によって採用されはじめ、わが国でも重要な協力方式として発展してきたもので、昭和32年（1957年）、当時の岸首相の東南アジア諸国歴訪の際の各国首脳との会談を契機に、それまでのコロポ計画等に基づく研修員の受入れ、および専門家の派遣という二本の柱に新たにセンター方式なるプロジェクト方式技術協力の概念が加わり今日に至っているものである。

センター方式による技術協力の実施に際しては他のプロジェクト方式技術協力と同様、わが国政府と相手国政府との間で実施のため合意が必要であることは言うまでもないが、現在その具体的形式として協定形式と討議議事録形式（R/D）のいずれかにより協力を実施している。

センター方式によるプロジェクトとして最初に設置されたセンターは、昭和35年（1960年）7月に当時の東パキスタン（現在のバングラデシュ）のダッカで協力を開始した農業技術訓練センターであった。

その後、協力分野も<sup>(注)</sup>農業、水産、電気通信、職業訓練、工業技術、<sup>(注)</sup>医療、道路建設技術、運輸等各種の分野にわたっており、地域もアジアのみならず中近東、アフリカ、中南米の各地におよんでいる。

<sup>(注)</sup> 農業については昭和42年度より農林業協力事業として、医療については昭和41年度より保健医療協力事業としてそれぞれ予算上も独立して現在に至っている。

また、センター方式による協力の初期の段階においては各技術分野における人材の養成、訓練が主要な目的であったが、その後その役割は拡大され先進科学・技術の導入、改良および普及のための協力、生産の改良と向上に対する協力あるいは公共事業の開発および地域開発などに及んでいることは前述の通りであるが、タイの電気通信訓練センター（現在モンクット王工科大学）、

インドの水産加工訓練センター、イラン、アフガニスタン、ケニアなどに設置された中小規模工業分野（機械、板金溶接、自動車整備、電気等）の各センターは人材開発のためのセンターの典型的な例である。

先進科学・技術の導入、改良および普及のためのセンターとしてはパキスタンにある電気通信分野の研究センター、シリアにある鶏病の予防、診断のための鶏病予防センターおよびペルーの水産物の加工、技術改善・開発研究のための水産加工センター等があるが、この種試験、研究、普及分野に対する協力要請は益々増加の傾向にある。

公共事業の開発および地域開発に対する協力の例としては、タイの道路建設訓練センター等がある。

#### (ロ) 保健・医療協力事業（含む、人口・家族計画協力）

開発途上国国民に対し、経済ベースの次元をこえた人道主義的見地から人間生活の基盤である健康の維持および増進をはかり、社会福祉の向上に寄与することを基本理念とする医療協力は、他の分野とは異なる特殊性があるといえる。この様な基本理念に立ったわが国の医療協力は、相手国政府の要請および自助努力を尊重しつつ、有効な技術移転を行い、もって相手国の保健医療水準の向上を促すことを目的とする。

わが国の医療協力は昭和 33 年度に政府ベース技術協力専門家派遣事業の一環として、エチオピアに医師 1 名を派遣したことに端を発し、翌 34 年度より相手国政府の要請に基づき、同国の特定地域及び施設に単発医療専門家又は医師とその補助者から成る巡回診療団を派遣し、診療活動を通じて同国地域住民の健康増進及び国際親善等に寄与してきた。しかるに、昭和 41 年度に至り医療協力体制の抜本的改革により、医療協力事業は技術協力専門家派遣事業より分離独立し、当時の海外技術協力事業団（OTCA）に外務省所管の「医療協力事業委託費」が認められると共に、OTCA に医療協力室が新設されて、前掲診療団等の派遣事業の如き点的な臨床活動の支援的協力形態から受益国社会経済開発計画の一環として、広く国民各層の福祉の増進に役立つ面的な協力形態の事業に大きく転換をみた。いわゆる対象国の医療保健水準の向上を促す各種の HEALTH MANPOWER の養成訓練等に主眼をおいた「プロジェクト協力」方式の事業を重点的に推進することとなったのである。更に、昭和 45 年には OTCA 医療協力室が医療協力部に改組され、プロジェクト・ベース医療協力事業の本格的な実施が開始されるに至った。

##### a. 医療協力の重点

後発開発途上国（LLDC）からの結核、マラリア等公衆衛生分野を主体とした協力要請に並び協力をを行っている一方、中南米の諸国からは世界の医療水準のトップを行くと目されている日本の胃がん診療分野（放射線、内視鏡、病理）に対する協力要請も多い。わが国としては、開発途上国が直面している医学、医療、保健、公衆衛生水準等にみられる問題点、医療要員の不足、施設の不備等の現状認識の上に立ち、開発途上国が真に求めている分野での協力が何であるかを的確に把握し、相手国の自助努力を支援補完する形で効果的な協力をを行っている。協

力の分野も熱帯感染症（寄生虫性疾患、ライ、結核、コレラ等の細菌性疾患、ポリオ、天然痘等のウイルス性疾患、マラリア等）対策を始め、基盤医学教育研究の分野、地域保健対策、成人病の各分野等多岐にわたるとともに、多様複雑化、大型化、総合化の傾向にある。

#### b. 人口、家族計画協力（2 国間協力）

開発途上国であるアジアにおいては、世界人口の 60 %弱を占めており、人口増加率も 2.3 %という高水準にあり、極めて深刻な人口問題から人口増加抑制を最優先の国策としている国が多い。一方、アジア唯一の先進国であり、人口増加の抑制の成功した国としてアジア諸国より多大の協力を期待されているわが国としては、人口・家族計画の分野は単に一国の国内問題だけではなく、人類共通の課題であるとの認識の下に、アジア地域において技術協力ベースの二国間協力を行っている。即ち、1969 年よりインドネシア、1974 年よりはタイ、フィリピンまた、1975 年よりバングラディシュに対し協力を行っている。

二国間人口、家族計画協力の基本的な考え方としては、(a)相手国の要請に基づくものであること、(b)避妊方法の選択の自由が認められていること、(c)相手国の人口政策や家族計画の方法に干渉しないこと、(d)人工中絶には協力出来ないこと、(e)当面アジアの地域に限ること、(f)協力の形態はプロジェクト方式によることなどが挙げられよう。供与機材については、相手国が希望する視聴覚機材、車輛、オートバイ、医療機材等、人口家族計画の啓蒙、啓発、普及教育及び指導員の養成に必要な「一般機材」を中心に供与し、更に地方末端のフィールドワークの実施に必要な避妊薬器具（コンドーム、サンプル、家族計画指導セット、模型等）、軽オートバイ、自転車等を「特別機材」より供与する。又、相手国より研修員を受入れ、4 コースのセミナーを開催している。バングラデシュでは、新しい試みとして専門家を派遣しモデル地区方式で協力を始めた。

#### (c) 農林業協力事業

農林業協力は開発途上国の食糧増産、農業の生産性向上により農民所得の増加及び生活水準の向上を図り、さらに農産物等の生産拡大により外貨の獲得、雇用の増大等、農林業開発を通じてその国の経済発展と住民福祉に直接寄与するものである。開発途上国の一部においては未だに深刻な食糧危機に直面する一方、工業化偏重の開発政策により農林業開発の遅れ、国内市場の狭隘化、雇用機会の不足、都市と農村の格差の拡大等多くの問題をかかえているが、多くの開発途上国が農林業開発の重要性を再認識しその積極的な推進を図ろうとする傾向にある。このため、わが国への農林業協力の要請も大型化かつ多様化しつつ増大しており、今や農林業開発は新しい時代の要請に対応して計画的、効率的に推進されなければならない。

開発途上国の農林業は地域によって気象はもとより土壌、植生、水の確保等の自然条件や農山村の生活慣行等の社会的条件を著しく異にしており、これらの条件に強く規制される農林業の開発は、それぞれの地域の特性に即して適切な分野を選定し最も効果ある協力方式により実施されることが肝要である。例えば技術水準が低く小農経営を主体とするアジア地域を対象に技術協力

プロジェクトを展開し、その周辺の開発を促進する形が望ましく、他方、未開発資源の開発の可能性が大きい中南米等の地域では新技術と経営を確立して農業生産力を形成するために技術協力をベースとして民間を含む開発協力を検討する等の戦略が重要である。

わが国がコロンボプランに加盟した昭和29年(1954年)から現在までの農業協力の変遷を見ると、まず個別協力(専門家派遣・研修員受入)に始まり、次いでセンター方式(技術訓練等による人材養成を主とするもの)を経てプロジェクト協力に至っている。

1960年代の中頃において開発途上国の食糧問題や一次産品貿易問題がいわゆる南北問題としてクローズアップし、これらに関連した国際会議が相次いで開かれたが、そのうち特筆すべきものは1966年4月、わが国の提唱により開催された第1回東南アジア閣僚会議とその結果、同11月に開催された東南アジア農業開発会議であった。これら一連の会議では開発途上国の食糧問題の解決のみならず、経済開発の推進に当っては積極的な農業開発が必要であることが強調され農業開発戦略が提案された。

当時すでに農業協力は今までの個別協力やセンター方式による協力は規模的にも協力効果からしても限界があり、もはや開発途上国の要請には充分応えられなくなっており、新協力方式としてのプロジェクト協力が考えられ、1967年に予算3億7千万円の事業費をもってOTCAに農業協力部が発足した。(現在の同予算は27億5千万円でJICAには農林業計画、農業開発、林業開発の3部がある。)

プロジェクト協力には現在もセンター協力的な農業協力も一部含まれるが、この場合も単なる訓練センターではなくプロジェクトの一部を構成する形でとり入れられており、センターを点の協力とすればプロジェクトは面の協力といわれている。以下、事例的にその変遷を見ると次の4つのタイプに大別される。

#### a. センター方式プロジェクト

農業センターのはしりは1960年の東パキスタン農業訓練センター、次いで1962年及び1964年にインドに計8カ所設置された模範農場、1966年カンボディアの農業、畜産の両センターであるが、これらはいずれも訓練又は演示(デモンストレーション)を主とするものであった。このうち、インドの模範農場は1968年に農業普及センターに発展改組し、周辺地域への普及協力を付加して現行のプロジェクト協力に近いものとなった。これらのセンターは現在すべて終了しているが、現行のセンター方式プロジェクトとしてはタイ養蚕開発(センターを中心にサブセンター4カ所、さらにその周辺にパイロット集落をもつ)、バングラデシュ農業普及(中央農業普及開発センターが地方普及所及び実験村と交流する)等がある。

#### b. モデル開発(パイロット・ファーム)プロジェクト

1969年農業協力事業の第1号としてフィリピン稲作パイロット計画(現在終了)があり、1970年ラオス(終了)、1971年インドネシア・中部ジャワ(終了)にも同様なパイロット計画が開始されたが、これらはいずれも当該国の優先農業開発地域(800~3,500ha規模)内



に 100～250 ha のパイロット地区を設定し、そこにかんがい等のインフラ整備、改良技術の訓練普及、農民組織の育成等をパッケージして行うものであった。このパイロット計画の役割はその地区内で完成した技術や制度が地区内に定着すれば、それらが本体である開発地域へ、さらに同類の他地域までも広く波及することにある。

#### c. 地域開発（村落開発を含む）プロジェクト

1970年セイロンのデワフワ村への農業協力（現在終了）は農村のあらゆる分野の改善を目指し、前記のパイロット計画で行った諸協力に農業協同組合、生活改善、農産加工、流通整備等を加え集中的に村のレベルアップを図る、いわゆる村落開発であった。

1971年（協定は74年）にネパール農業開発（現行）、1972年にインドネシア・ランボン農業開発（同）が開始されたが、これらはさらに広範な地域を対象に技術協力を総合的に展開した地域開発プロジェクトである。この地域開発では、まず拠点となるセンターが設けられて栽培試験、演示、訓練等を分担し、次いでモデル開発地点（前記のパイロット並のものから数多く農家の圃場を対象にするものまで規模は大小さまざま）でのインフラ整備から営農指導、農民組織化等をできるだけ普及組織にのせて行うことにより、広い地域（わが国の県又は数県の地域）への協力が計画的に可能となる。これらの地域開発は国により地域により種々の技術協力形態を選定し組合わされて行われるが、技術協力の範囲では限界があるので、これが無償（KR援助等を含む）、有償の資金協力や民間の開発協力と結びつくことによって地域内での濃密化又は地域外へ拡大することもできる。

#### d. 教育及び研究協力プロジェクト

農業教育協力は1970年ヴェトナムのカントー大学農学部協力（終了）に始まり、現在インドネシアのボゴール農科大学協力が計画されているに過ぎないが、いずれも特定分野についての講義、実験実習を指導協力するものもある。

研究協力は1970年インドネシア中央農業研究所への共同研究計画（現行）、1974年の韓国農業共同研究計画（現行）がある。インドネシアの場合、特定部門（作物病虫害等）を対象とするに対し、韓国については中央及び地方試験場に対する食糧作物増産のための研究を目標にしている。いずれも研究者の養成、研究所等の拡充強化により研究レベルの向上を図り農業振興の基礎を固めようとするもので、最近、開発途上国から農林業の種々の分野（上記の他に野菜、果樹等の園芸、畜産、林業、乾燥地農業等）についての要請が多く、技術協力が高度化しつつある一面である。

### (二) 産業開発協力事業

近年、発展途上国に於ては、増大する人口に対する雇用促進等が大きな社会問題となりつつあり、地場資源や労働力を幅広く活用できる産業の育成振興の必要性が特に高まっている。

産業開発協力事業は、かかる要請に応じて、開発途上国地域の産業（主に地場産業）を中心とした各種の産業の開発振興育成を図ることを目的として、各種の調査及び協議（R/D又は協定）

を経て産業開発の支援に必要な専門家の派遣・機材の供与等を有機的に組合せた計画的な技術協力をを行うものである。

発展途上諸国の経済に根ざした産業の振興を図る為には、a. 技術協力に必要な調査研究、b. 産業活動の柱となる機関に対する技術の移転、c. 企業に対する個別のコンサルティング・サービス、d. 管理及び技術者等の養成、e. 産業の振興、及び育成の為の制度整備等多面的な分野にわたる技術協力が必要である。

従って本事業の実施にあたっては、生産技術の移転のみにとどまらず、研究開発能力の付与、生産管理、経営、流通、マーケティング等の生産関連技術の移転、人材の養成及び産業の振興に必要な制度及び環境の整備等の視点をも踏まえて必要に応じ、これらの分野の技術を有機的に結びつけたシステムティックな技術協力の実施に努める必要がある。

産業開発協力事業は、昭和 42 年に開始された開発技術協力事業を昭和 53 年度より発展的に解消して引き継いだものであり、フィリピンにおけるパーティクル・ボード開発技術協力やペルーにおける鉱山保安技術育成協力等を実施中である。

## (6) 開発調査

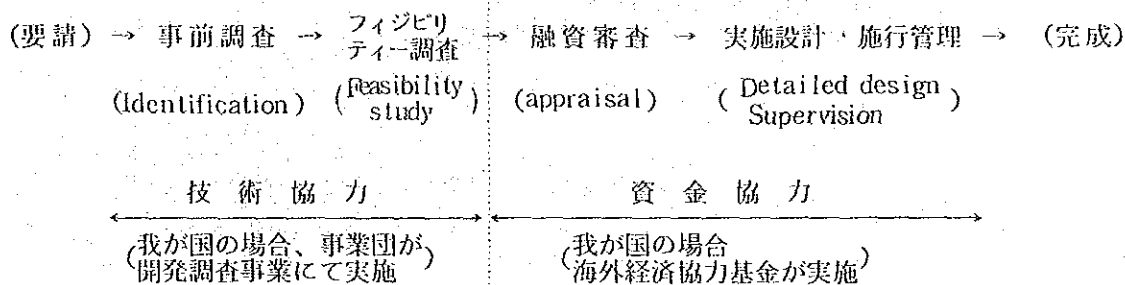
### イ. プロジェクト・サイクルと開発調査

一般に開発途上国において社会・経済を発展させていくためには、各種の分野で開発事業を実施していく必要がある。これらの国では必要な開発事業を全て自国の人材、技術、資金等をもって実施出来る国は少なく何らかの形で先進諸国や国際機関（UNDP IRDB ADB など）の協力を得て実施するのが普通である。これらの国においてある開発事業（これを一般にプロジェクトと称する）を実施する場合の業務の流れ（あるプロジェクトが先進国等の協力を得て完成するまでのプロジェクト・サイクル）を協力する側から記述し開発調査の位置づけを見る事としたい。なお発展途上国が先進国からの経済協力を希望する場合には、まず最初に当該国の現地大使館にその旨の要請を行うのが普通である。

第一の事前調査は選定確認調査とも Identification とも言われるものである。協力の要請を受けた場合は、この事前調査の実施の前に我が国の外交政策、技術的可能性、協力する人材の有無、必要資金量等につき関係官庁や事業団において検討される事は当然である。そのあとこの調査段階に入るが、この調査は、要請プロジェクトがその国の国家開発計画の中における位置づけはどうなっているか、要請を出した背景はどうか、協力の範囲はどこまでか、次のフィージビリティ調査を実施する場合の我が国と相手国の業務分担をどうするか等についてその国の政府関係機関から充分聴取すると共に相手国に対して日本側の援助のしくみや方法を理解してもらうために行うものである。と同時に要請プロジェクトに関連する資料の収集やプロジェクトの基本的な方向づけ等も行われる。この調査は Governmental な性格が強いので事業団自らが実施するのが普通で、調査レポートは事業団の手で作成されることになる。

次のフィージビリティ調査は、当該プロジェクトの技術的、財政的、経済的な可能性や妥当性及び運営面、組織面について分析・検討して報告書としてとりまとめたものである。従って調査の内容も多岐に亘り、気象条件、立地条件、予測される需要量、測定・採取した試料、その他収集した技術データ等とその解析・検討結果、更に、施設のレイアウト、構造物の予備設計、プロジェクト実施機関の組織面、運用面、建設費や工期の算定等を含むものである。

＜プロジェクト・サイクル＞



このレポートを受領した相手国は、これを国際金融機関や資金融資国に対してプロジェクトのフィージビリティ（可能性、妥当性、投資効果）を説明するために使用するので融資する側にとってはプロジェクトの経済性について適格な判断を下す重要な資料となるものである。

大きなプロジェクトになると本格的なフィージビリティ調査に入る前に踏査（reconnaissance）や予備調査（Preliminary Survey; Pre-feasibility Study）が行われることも多い。この予備調査は、次の本格的なフィージビリティ調査を行う価値があるかの判断を下したり、プロジェクトの基本的な方向づけを行うほか、気象・地質などのデータやプロジェクトの経済評価に必要な諸資料の収集、また関係機関との討議や現地踏査を含むものである。

このフィージビリティ調査は、予備調査を含めて専門的な領域に亘るので事業団自身では行わず、コンサルタントを起用して、コンサルタントが実施するのが通例である。

次の融資審査（appraisal）は当該プロジェクトに融資を行う融資機関自らが行うものでbankabilityに焦点が置かれ、主としてプロジェクト実施機関の運営能力や投資効率、資金回収面から審査・調査が行われる。我が国の場合は海外経済協力基金がこれを実施している。

以上の各段階を経ると融資機関から資金も支出され、いよいよプロジェクト建設の段階に入る。その主な業務は、プロジェクトの具体的な設計（実施設計または詳細設計と云われる）と、この設計に基づくプロジェクトの建設及びその施行管理である。この段階からプロジェクトの建設事業が実際に行われるわけである。これらの業務は通常、プロジェクト実施国が融資機関の助言によりコンサルタントを起用して、コンサルタントが実施するのが普通である。なお、この場合のコンサルタントは一般には先記のフィージビリティ調査を実施したコンサルタントが引続いて担当する事

が多い。

このようにしてプロジェクトは完成し開発途上国の発展に寄与することとなるが事業団が技術協力事業として、開発調査で実施しているのは先記のプロジェクトサイクルのうち、事前調査とフィジビリティ調査であるが極言すればフィジビリティ調査レポートの作成という事が出来よう。

このレポートは先記のようにプロジェクトの資金手当について基本的態度を決定するために利用されるものであり従って、このレポートの作成を目的とするフィジビリティ調査は、プロジェクトを実施するための次への準備段階としての意味を持つものであり、プロジェクト・サイクルにおける重要な位置を占めるものである。この意味で開発調査事業の意義は大きい。

開発調査事業にはこのようなプロジェクト実施の準備段階としてのフィジビリティ調査レポートの作成と云った「実務型」の調査のほかに、ある国の国家開発計画の作成や、ある地域の場合、開発計画の作成と云った発展途上国によってより基礎的なマスタープラン作りの業務も併せて実施しており、これらは「実務型」に対して「計画型」の調査とみる事も出来よう。

なお、これらの開発調査事業は次の三つの事業予算によって実施されているのでここに附記しておく事としたい。

#### (イ) 開発調査事業

外務省からの交付金により実施されるもので、担当分野は道路、港湾、通信等のインフラストラクチャー部門と営業部門である。

#### (ロ) 海外開発計画調査事業

通産省からの委託費によって実施されるもので、担当分野は主として電源開発と鉱工業部門である。

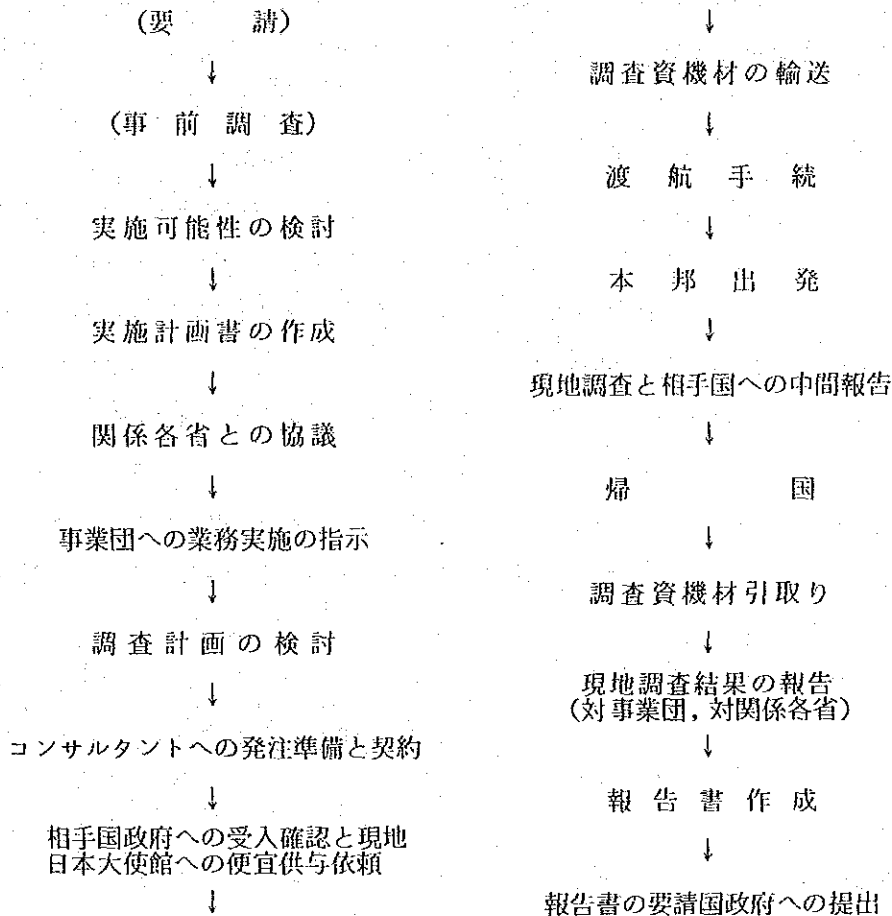
#### (ハ) 資源開発基礎協力調査事業

通産省からの委託費により実施されるもので、事業団と共に金属鉱業事業団が企画し、資源有望地域の地質、鉱床に関する調査を行うものである。78年度予算額は1,476百万円である。これらの予算は78年度合計で10,231百万円となるが、これを事業団の技術協力事業費の中に占める割合で見ると29%であり、そのウェートの大きな事が分る。

#### ロ、調査業務の流れ

先記のように開発調査事業はプロジェクト・サイクルの中で重要な位置を占めるが、ここで開発調査（フィジビリティ調査）を実施する場合の業務の主な流れとその実施主体を見る事としたい。

## 業務の流れ



但し、ここで特に指摘したい点は、海外における開発調査の調査自体の実施は事業団との契約により「コンサルタント」が行う点である。しかしながらこの調査レポートは事業団の名前で相手国に提出されるのでその責任は当然事業団にある。従って調査を実際に実施するコンサルタントとは充分連絡調整を取りながら、本来の目的が達せられるよう注意・監督する必要がある。

調査は原則として相手国政府の要請に基づいて行われるが、その要請は確立されたフォームが存在するわけではないので、内容が漠然として不明確な事も多い。従って当該要請がプロジェクト・サイクルのうちどの段階のものなのか、また我が国への借款要請等が前提となっているのかどうか等について充分調査してから対応する事が重要である。開発途上国が通常接触する他の先進国や国際機関では、技術協力と、資金協力が一元的に取り扱われている事が多いが、我が国は技術協力と資金協力が別々の機関で分かれて行われているので、これらの点についての詰めが必要である。

### ハ. 資金協力との結びつき

以上述べてきたフィービリティ調査はもともと具体的なプロジェクトを完成させるために、開発途上国が先進国や国際機関に要請するものであるから、調査レポートを受領した段階で終るものではなく、これらの国では具体的な成果を完成させるべく調査結果を資金協力に結びつける努力をすることになる。このような場合、当該国が自己資金を当てる場合を除けば、先進融資国や国際

金融機関に資金協力を要請する事になるが、第一義的にはフィージビリティを実施した国にその協力を要請するのは順序からいって当然であろう。我が国の場合このような協力要請があったときは

- (イ) 技術協力の枠内で資機材供与や専門家の派遣等を組合せて対応する。
- (ロ) 無償資金協力を結びつける。
- (ハ) 円借款に結びつける。
- (ニ) これらの3つ又は2つを組合せて対応する。

等の型で協力を実施して来ているが、開発調査（主としてフィージビリティ調査）は、いずれの場合にも資金（或いは、それによって購入される物や役務）供与の妥当性を検討するための最も基本的な資料となるものであり、その意味で大なる意義を持つものである。

事業団の実施した開発調査の結果は、上記のような対応によってその60%は何らかの型で我が国の資金的な協力を結びついており、特に最近(ニ)の技術協力、無償資金協力および円借款の各型式を組合せたタイプの協力が増えて来ている。

## ニ 開発調査事業の特徴

一般に技術協力の実施型態は我が国の場合大きく分類すると次の5つとなる。

- (イ) 人の派遣（専門家や海外青年協力隊の派遣）
- (ロ) 研修員の受入れ
- (ハ) 機材の供与
- (ニ) これらを組合せたプロジェクト・タイプの協力（職訓センターの設立など）
- (ホ) 開発調査

このうち(イ)～(ニ)の技術協力は研修員の受入や専門家等の派遣によって相手国に特定の技術を教える（移転する。）といった技術移転型の協力であるのに対し、開発調査事業は相手国に替って調査事業を代行する技術代替型の協力と見る事が出来る。また先記のように開発調査事業による調査レポートは融資機関の審査材料として用いられることから資本協力型の協力と見る事も出来よう。

但し、技術代替型とはいっても全く技術移転の要素を含まないという事ではない。現地調査に相手国政府の技術者が参加して調査方法を学習したり、レポートのとりまとめの段階でこれらの技術者を研修員として受入れ、共同作業で仕上げたり調査用機械の操作等を通じて技術の移転も行われる事も多い。今後は開発調査事業においても技術移転の行われるような型の協力が増えて行くものと思われる。

## ホ. コンサルタント

先記のように開発調査事業においては、調査そのものはコンサルタントを起用して行うのが通常である。その意味で開発調査事業におけるコンサルタントの役割は非常に大きなものがあり、コンサルタントの起用に当っては特に最適なコンサルタントを選定するよう留意する事が必要である。ここでは事業団が開発調査においてフィージビリティ調査をコンサルタントに発注する場合のこ

ンサルタントの選定の方法と契約金額の積算方法について述べる事とする。

(イ) 選出方法

当該フィージビリティ調査を実施するのに最も適格な知識、経験、手法、能力等を有するコンサルタントを選定する必要があるが、この選定方法は大きく2つに分けることが出来る。一つは数社のコンサルタントから技術提案書（プロポーザル）を提出させてこのプロポーザルの内容や、過去の事業団発注に係る調査業務の実績等を出来るだけ客観的に評価して、競争的に契約の相手方となるコンサルタントを選定する方法（プロポーザル方式）である。この場合、プロポーザルには通常 a. 企業の業務実績・能力等 b. 調査団員の経験・能力等 c. 当該調査の手法等の三点から提案内容を記述させるのが普通である。他の一つは当該調査に必要とされる知識、経験、手法、能力等が特定しており、必然的に契約の相手方となるコンサルタントが定って来て、そこと随意契約を結ぶ場合である。

前者のプロポーザル方式は世界銀行等の国際機関でコンサルタントを選定するときに実施されている方式であり、事業団でも最近この方式を主体とする選定基準が検討されており、将来はこの方式による選定方式が主流をなすものと思われる。なお事業団でも既にこの方式による選定はかなり行われている。

(ロ) 契約価格

以上の方法によって選定されたコンサルタントとは契約を結ぶ事になるが、コンサルタントには調査実施の対価として当然然るべき金額を支払う必要がある。この金額の積算方法は、「開発調査業務等に係る業務実施契約及びコンサルタント役務提供契約価格の積算基準について」として別途制定されているが、この基準は中央官庁がコンサルタントを起用して国内の諸工事を実施する場合に用いる積算方法をそのまま採用しており、国際機関等で用いられている積算方法と異なるものである。これらの国際機関では「Cost + Fee」との考え方から Cost と Fee を明確に区分して積算しているが、事業団の場合はこの点は混然一体となった積算方法となっている。以下に民間コンサルタントにフィージビリティ調査を発注する場合の積算方法についてその概略を示す。

価格の構成費目は次のとおりである。

(I) 直接費	直接経費 (A)	
	直接人件費 (B)	
(II) 間接費	諸経費 (C) = $B \times 1.1$	} 技術費 (E) $E = B \times 2.94$
	技術経費 (D) = $(B + C) \times 0.4$	

---

$$\text{契約価格} = \text{直接経費} + (\text{直接人件費} \times 2.94)$$

ここで

- a. 直接経費 …… 外国旅費（航空賃、日当、宿泊料など）、現地調査費（車輛借上げ 備人

費など) など調査を実施するのに必要な経費

- b. 直接人件費 …… 調査団に参加する団員の人件費で団員ごとに学歴等を勘案して日額で定める。
- c. 諸経費 …… 当該調査業務に要する業務管理及び企業経営に要する一般管理等の経費で  $B \times$  諸経費率 (通常 1.1)
- d. 技術経費 …… 技術経験、判断、能力等の維持、向上に要する経費で  $(B + C) \times$  技術経費率 (通常 0.4)

これから分るように、契約金額では直接経費 (a) 以外は直接人件費 (b) が定まれば自動的に積算される仕組みになっている。「直接人件費  $\times$  2.94」が適正な積算方法・対価であるかどうかは先記の Fee と諸経費や技術経費との関係で種々の考え方があり、更に今後の検討が必要である。

#### へ. 報告書

実施された開発調査の成果は、調査後に作成される調査報告書が唯一のものである。これは相手国政府に事業団の名前で提出されるものであり、事業団の評価は、このレポートを通じてなされるものであり、報告書の作成に当たっては特にこの点に留意し、簡にして要を得た文意、明瞭なものを可及的速やかに作成するよう努める必要がある。フィージビリティ調査のようにコンサルタントがレポートを作成する場合には、特にこの点につきコンサルタントを指導する必要がある。また翻訳の不備や報告書の提出の遅延などにより相手国政府の信頼を失う事のないよう注意するのは当然である。

更に調査報告書はその内容によって相手国政府の政策や開発計画などに重大な影響を与える恐れのある場合もあり翻訳や校閲の期間中にその内容が外部にもれないよう細心の注意を払わなければならない。また出来上がった報告書は別に定める「国際協力事業団報告書の作成及び管理に関する規程」に従って取り扱う事は当然である。

## 2. 無償資金協力促進

### (1) 無償資金協力促進業務とは

無償資金協力は、開発途上国に返済義務を課さないで資金を供与する形態の援助である。事業団の実施している技術協力とともに2国間贈与の1形態であり、開発途上国の開発と友好躍進に大きく役立っている。

政府の実施している無償資金協力は次のように分類される。

- イ. 外務省所管の2国間無償資金協力業務である経済開発等援助費。
  - (イ) 水産無償
  - (ロ) 文化無償
  - (ハ) 災害緊急援助



## (二) 一般無償

ロ、大蔵省所管の予算であるが、外務省が支出委任をうけて実施している食糧増産等援助費。

### (イ) KR食糧援助

### (ロ) 食糧増産援助

昭和54年4月の団法改正により、事業団が実施することになったのは、無償資金協力の促進業務であり、具体的には、一般無償と水産無償にかかわるもので、技術協力を密接に関連したものについて、相手国政府とわが国企業との間の契約の締結に関し、調査、あっせん・連絡その他の必要業務をおこなうとともに、契約の実施状況について必要な調査をおこなうことである。

外務省は、全体の企画、立案、政府間取極の締結等を行い、事業団と連携のうえ、本事業の円滑かつ効果的な実施を図ることとしている。

## (2) プロジェクト援助が多い。

無償資金協力は資金協力という点で有償資金協力と同じカテゴリーに入り得るわけであるが、その特色はその名が示すように供与する資金に返済義務を課さないということである。したがって、対象プロジェクトも収益性のないもの、換言すれば利子をとらぬ資金の貸付けが適当でない分野のプロジェクトが、とりあげられることになる。収益型の、いわゆるペイするプロジェクトの場合は有償の資金協力で実施し、のち返済して行くこともできるが、医療・保健、教育・研究、民生・環境改善、交通・輸送、農業・水産といった分野の施設や設備の整備といったプロジェクトにおいては「無償」がより適当である場合が多い。

無償資金はこのようにプロジェクトに対する協力に使われるのが普通である。プログラム協力といって、たとえば鉄筋セメントや大型トラックあるいは農機具といったものの調達を支援するケースもあるが、これらについても〇〇地区の学校あるいは病院の新・増築、××川の堰の改修、□□地域における食糧輸送ネットワークの改善、△△かんがいプロジェクト地区の農業機械整備といったプロジェクトを対象とするのが普通で、揚水ポンプ〇百基、トランジスタラジオ×千台というような商品援助の形をとることはない。

## (3) 技術協力の関連

すでにのべたように、無償資金協力は、医療保健、教育、研究等の分野の施設・設備の整備をおこなうものであるが、これらの施設・設備は、わが国の実施する技術協力の拠点ともなり、また技術協力をあわせて実施することによって、これら施設・設備の機能を一段と発揮することができることになる。

この点が、無償資金協力の促進業務が事業団の業務になった大きな理由である。具体的には、ある国の農業センターの建物・附属設備等を無償資金協力で整備し、これに加えるに、専門家派遣・研修員の受入れ、機材の供与といった技術協力を実施することによって援助の効果を高め、かつ円滑にそ

の実施を図るといったことになる。

この点で、今後は無償資金協力と技術協力を密接に関連づけ、結びつけることによって両協力事業の有効かつ適切な実施を図ることが是非とも必要である。

現在、無償資金協力のうち技術協力と密接な関連あると思われるものについては、基本設計の段階までの調査を開発調査事業の一環としての「特別案件調査」として実施しているが、調査の段階から上記両協力事業の関連づけを十分に留意していくことが重要である。

### 3. 青年海外協力隊

#### (1) 協力隊の基本理念

青年海外協力隊の活動は、「開発途上地域の住民と一体となって当該地域の経済及び社会の発展に協力する」ことを目的としている。（国際協力事業団法第21条第2項） 開発途上にある国ぐにの一般民衆と、職場活動と日常生活をともにすることによって、かれらの言葉で語り、かれらの心情を理解し、かれらの社会のルールとリズムを尊重しながら、かれらの自助努力の道に力を添えるものである。

この活動を実行するのは、開発途上国の国づくりに、見返りを求めず、自分の持てる力量を注ぎたいとみずから志望して参加する青年であって、協力隊の仕事が海外ボランティア活動であると言われているゆえんがそこにある。協力隊の事業は、このような青年の海外協力活動を、国が「促進し、及び助長する」（前記団法）換言すれば、国及び国民がこのような活動を“支援”しようとするものである。

協力隊員の派遣に先立って、国際協力事業団と個々の隊員との間で署名押印する「青年海外協力隊隊員の海外協力活動に関する合意書」（旧、派遣契約書を全面改定したもの）は、以上の趣旨をふまえて、その前文に次のように記述して、相互の関係を明確にしている。

イ、隊員は、この海外協力活動の現地での実行者

ロ、国は、隊員の活動を促進、助長するための業務を行い国民各層の隊員に対する支援活動を促進する立場にあり、

ハ、国際協力事業団（直接には青年海外協力隊事務局）は、日本国政府と各受入国政府との間の協力隊派遣取極（交換公文による）に基いて、国、国民の支援の促進を具体的に実施する責任をもつ機関である。

協力隊の現地での協力活動は、教育、スポーツ指導等文化協力の分野も含め、広い意味の技術協力にはかならないが、隊員が通常2年間、現地住民と一体となって協力活動・現地生活を進めてゆくと自体国際的な人間交流でありかつ青年の人間形成にもつながるものである。従って協力隊事業及び参加して活動する隊員に対する支援は、都道府県をはじめ地方公共団体、民間団体がそれぞれの立場で計画し実行しているものであり、このような国民的基盤の上に立ち、その基盤を拡げ固めてゆくことが、協力隊事業の進展にとって大きな要件になっている。

## (2) 協力隊の発足

青年海外協力隊が発足したのは1965年(昭和40年)4月である。その5年前に米国の平和部隊が設立されているが、その前後から官民各界で日本の青年を海外に派遣して、新しい国づくりに寄与しようという計画が論議されてきた。数年にわたる論議が結実して、外務省所管のもとに当時の海外技術協力事業団が国から委託を受けて協力隊事業を実施することになったが、発足に至る経緯から、この事業は技術協力が青年運動か、との議論が続けられてきた。1974年(昭和49年)8月に国際協力事業団が発足して、協力隊事業は明確に法文化され、前述の基本理念がそれまでの諸経験に立って形づくられるに至った。

米国の平和部隊(アメリカン・ピース・コー)との類似や比較が、しばしば語られるが、仕組みの上でのいくたの類似点にもかかわらず、決定的に異なるのは次の諸点である。

イ、ピース・コーは三つの目的(Goals)の一つに途上国民衆の間の米国人についての理解増進を掲げている。(逆に米国民の間の途上国人の理解増進も掲げている)

ロ、米国の政治・生活様式の宣伝に傾斜した苦い経験があったが、協力隊には皆無。むしろ現地への溶込みに定評を得ている。

ハ、ピース・コーの過半(国によっては8割以上)は教育の分野、特に初中高等学校の英語の先生はじめ教員隊員をもって占め、文科系出身の青年が多数を占める。協力隊は技術技能の経験・適格者が主軸をなしている。

ニ、協力隊は満20才～35才の青年が参加者。ピース・コーは18才以上で年齢制限はなく、老年夫婦の隊員もまれではない。

換言すればこれらの諸点—ひとえに途上国のため、政治的に無色中立、技術・技能をもつ経験者で若いながらもその道のプロ、つまるところ青年の海外協力—が、協力隊の特色となっている。従って、協力隊を「日本の平和部隊」と称するのは不正確であると言うよりも誤解を招きかねず、上記の特色を強調して、協力隊の本義を広めることが肝要である。

## (3) 協力隊業務の流れ—募集、選考、訓練及び派遣

協力隊の業務は年間スケジュールに基いて春募集と秋募集の年に2回の全国公募をもって始まる。

その順序は

イ、受入要請のとりまとめ(3月末と9月末)

ロ、募集(春=4～5月と秋=10～11月)

ハ、選考

(イ) 1次試験(筆記)は各都道府県において(7月中旬と1月中旬)

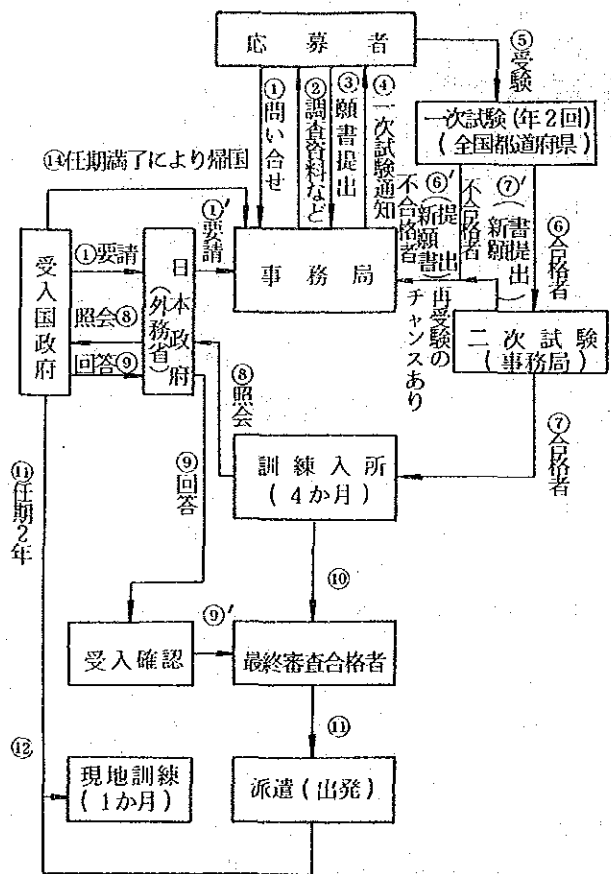
(ロ) 2次試験(面接)は東京に1次試験合格者を集めて(8月中旬と2月中旬)

ニ、派遣前訓練—約4カ月間、4組に分けて、導入訓練は東京で、語学集中訓練を主とする現地適応訓練は長野県駒ヶ根において

ホ. 派遣 — 訓練終了者を年4回に分けて2年間。  
この流れを表示及び図示すると、次のようになる。

区分 年次隊	募集期間	1次試験 (筆記)	2次試験 (面接)	訓練開始		訓練終了	派遣
				前期	後期		
春の募集	4月15日～ 5月31日 締切5月31日	7月中旬 の日曜日	8月中～ 下旬	前期	10月1日	1月中旬	2月上旬
				後期	12月初旬	3月下旬	4月上旬
秋の募集	10月15日～ 11月30日 締切11月30日	1月中旬 の日曜日	2月中～ 下旬	前期	4月1日	7月中旬	8月上旬
				後期	6月中旬	9月下旬	10月上旬

「2次隊」「1次隊」



春、秋の募集期には、全国規模で多彩な募集広報、啓発活動、行事が展開されるが、選考、訓練、派遣を通じて、志望し参加する青年の個別識別に努めており、従ってもっとも力点を置いているのは応募相談である。応募相談には、現地活動体験者である帰国隊員の協力、参加が貴重有益である。

選考に当たっては、受入国側の要請に応え得る技術・技能の持主であることが前提であるが、次に

掲げる適性を基準（青年海外協力隊事業実施要綱による）にして、人物を重視している。

- (イ) 劣悪な生活条件の下で健康を維持し得る肉体的抵抗力
- (ロ) 異民族社会における人間の行動様式を観察し理解し得る文化的素養
- (ハ) このような人間集団を前提として物を考えることのできる思考の弾力性
- (ニ) 事実を説明し自己の考え方を理解させ得る表現力と説得力
- (ホ) 協力活動の途中で挫折することなく種々の困難を克服するに必要な持続する情熱

派遣前訓練は、協力隊事業の本質に鑑み、かつ協力活動の展開、充実のために

- (イ) ボランティア性を深化させること、及び
- (ロ) 現地活動上の適応力を高めること

を目的とし、上記の“適性”に留意して企画実施している。

これによって成長の過程にある青年たる隊員を、赴任してのち職場活動はもちろん、生活一般の上でも、現地社会の体質を生かして、その発展段階に即した改良、開発の方途を現地民衆とともに考究できるというボランティア像に近づけることを可能にしようとするものである。

なお東京の導入訓練は協力隊事務局の広尾訓練所で約1カ月実施、その後54年4月に開設される駒ヶ根訓練所（長野県駒ヶ根市）において、約2ヶ月半に亘って語学集中訓練を主とした現地適応のための諸訓練を実施、派遣前訓練の締めくくりと赴任に先立つ諸行事は、再び広尾訓練所に1週間程度戻って実施することになっている。

過去数回の募集、選考の推移からすると、(イ)受入要請は1回の募集に当たって350名前後、(ロ)応募者は1回1,000名を超え1,200名前後になる、(ハ)但し受験者は、勤務先の事情や身上の都合があって応募者の6割程度の700名前後、1次、2次試験をパスした合格者は180名前後、(ニ)勤務先から身分措置が得られず参加辞退する者が1割程度ある反面、受入国側の事情や勤務の都合等で即訓練入所にならなかった前回の合格圏到達者（合格者のほかに有資格者として取扱っている）を加え、かつ技術補充研究の要否も織込んで、1回の派遣前訓練は80～90名となる。（54年度の予算(案)は新規派遣数は400名）

#### (4) 協力隊員の待遇、気風

隊員の海外手当について、その趣旨を記すと次の通りである。

協力隊の仕事は海外ボランティア活動であると言ひ、現に協力隊の英文呼称はJOCV—Japan Overseas Cooperation Volunteersである。純粋な意味からボランティアと言へば、みずからの余力を使って社会のために活動するものであるから、無償奉仕であることはもちろん、私費を投じて持出しになってでもやると言うのが本来の姿であろう。しかし折角、開発途上国のためになることをしたい、役立ちたいと、進んで希望する青年がいるのであるから、そんな極端なことと言わないで現地に行き来する経費、現地生活の実費ぐらひは、国、国民が負担しよう、というのが協力隊の海外手当の仕組みである。

往復旅費のほか、海外手当（210米ドル基準の現地生活費と、別に必要に応じて住居費）を支給しているのは、この趣旨からであって、海外手当は、給料でも報酬でもない。仕事に対する報酬はゼロと計算している。もし仕事への報酬という考え方をとり入れれば、1カ月4～500ドルに値しないような隊員はいないであろう。報酬ではないために、大学卒でも高校卒でも、35才でも21才でも、任地が同じ地域であるならば、現地生活費は完全に同額にしている。またその生活費といっても、住民との一体感、民衆指向、奥地前進（現地社会の深奥に進入してゆく、との意味）をモットーとし気風としている協力隊にあっては、月額210米ドルを基準とする厳しい線を堅持している。

なお送金は4月、7月、10月、1月のいずれも各四半期のはじめ3カ月分を振込む。また前記住居費は現地の住居事情から、住居の提供を受け得ない隊員に対して、各国ごとに上限額を設けてその範囲内での実費を負担するものである。受入国によっては下宿方式をとって現地への溶込みに効果を発揮している。

派遣に当たって、勤務先から休職等身分措置を得た隊員については「所属先に対する人件費補てん」（直接及び間接人件費の補てん）が実施されるが、それ以外の大部分の隊員には、国内積立金が適用され、毎月の積立金が帰国時に、いわゆる社会復帰資金として一括支給される。これらは派遣前訓練の開始時から活動期間終了後1カ月まで継続され、積立金の月額は61,600円（53年度予算）毎年国内の物価、給与の推移に見合っただけで予算要求されている。

休職参加者の復職は別として、帰国隊員の就職、再就職をはじめとする進路相談について、協力隊事務局は、業務の一環として担当している。就職の情報・世話活動のほかに、海外志望の帰国隊員に対しては、シニア隊員制度の適用、専門家派遣、各種研修、留業制度への推薦等多面的に対応している。

また不幸にして傷病に陥った隊員に対しては、業務上災害には「災害補償」制度、業務外には「共済給付」制度をもって対処し、重傷病については協力隊顧問医の助言に基づいて、療養のための一時帰国を指示する等、「健康であるときは厳しく、災害を受けたときは手厚く」という考え方に立って対処している。

## 4. 開発協力

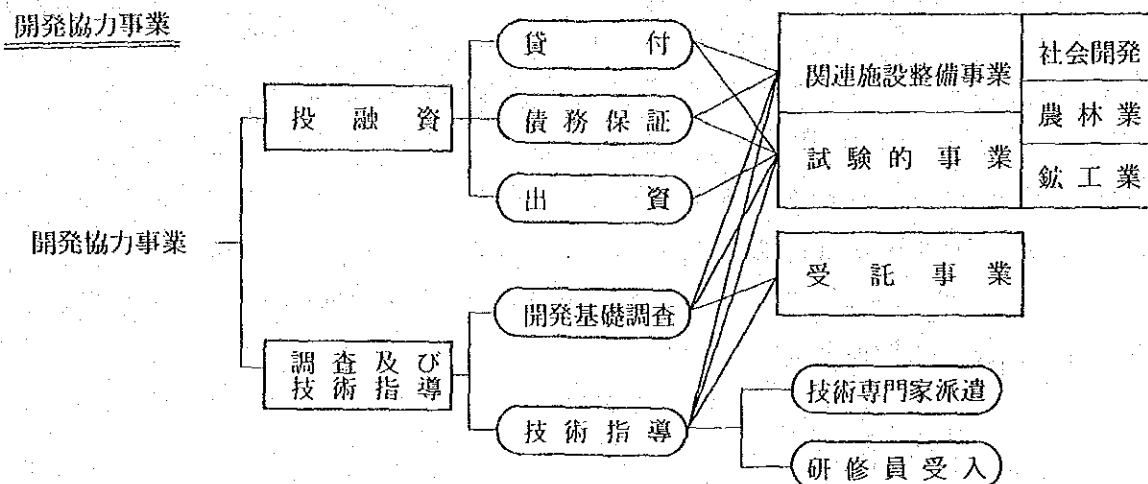
### (1) 開発協力事業の意義

開発協力事業とは、国際協力事業団が昭和49年8月に発足した際に、新規業務として、開発途上地域の社会開発、農林業、鉱工業の開発に協力する見地から、これらの開発に必要な資金の供給を図りこれと併せて技術を提供する（事業団法第1条）使命を担って始められた業務である。この新規業務開始のゆえんは、わが国民間企業の海外進出の増大に伴い、一方でわが国民間企業の活力を利用しつつ、他方で民間プロジェクトに対し必要な技術的支援を行い、更に事業団の投融資に結びつけることによって、当該プロジェクトの経済協力効果を最大限に発揮させるという、従来のわが国の経済協力体制では、必ずしも十分に行い得なかった政府ベース協力と民間ベース協力との関係および資金協力

と技術協力との結びつきの強化を事業団において一体的に行うところにある。

## (2) 開発協力事業のしくみ

それでは、開発協力事業とは具体的にはどのような業務であろうか。まず、そのしくみを図に示すと、次の通りである。



開発協力事業は、投融資と調査及び技術指導から構成される。まず投融資から説明すると、対象となる開発途上地域等における社会開発、農林業および鉱工業の開発にかかわる事業で、概して、収益性、技術面で問題があり、日本輸出入銀行や海外経済協力基金からの資金供給が期待し難い場合、国際協力事業団が、これに対し技術の提供と有機的の連関をはかりながら、低利・長期の貸付条件で円滑な資金供給を行わんとするものである。

資金供給の対象は、関連施設整備事業と試験的事業に大別される。

### イ、関連施設整備事業

具体例：

- (イ) ミンダナオ島ヤシ油開発事業（フィリピン） 棧橋、消防施設
- (ロ) アサハンアルミニウム精練開発事業（インドネシア） 港湾、道路、橋梁、街造り
- (ハ) コタキナバル新港土地造成事業（マレーシア） 道路、橋梁
- (ニ) プランブリ砂糖開発事業（タイ） 道路、橋梁
- (ホ) ブラウ林業開発事業（インドネシア） 道路、集会所、学校、モスク、水道、電気施設

開発途上地域等における住民の福祉向上のための文化、交通、通信、生活環境等にかかわる施設の整備事業または農林業もしくは鉱工業にかかわる開発事業に付随して必要となる関連施設であって、周辺の地域の開発に資するものの整備事業。

融資条件として、本体となる開発事業に対しては日本輸出入銀行、海外経済協力基金からの融資があり、他方の関連施設の整備事業自体にはそれら2機関からの融資が困難と認められなければな

らないことになっている。

#### ロ、試験的事業

具体例：

- (イ) マダニ試験的造林事業（パプア・ニューギニア） パルプチップ用材の造林樹種開発
- (ロ) アラスアサン試験的造林事業（フィリピン） 未利用地での試験造林
- (ハ) 目伯農業開発協力事業（ブラジル） セラード地域における基幹作物（とうもろこし、大豆、ソルガム、小麦 etc）の試験栽培
- (ニ) タイ国とうもろこし開発事業（タイ） 日-タイ農協の協力によるとうもろこし増産
- (ホ) ランボンキャッサバ試験事業（インドネシア） キャッサバ栽培の一貫試験

開発途上地域等では、自然条件、栽培対象作物、各種資源の分布状況等、開発事業に必要な諸データが不足しているために開発事業の基礎となるべき技術体系が未確立の場合が多いと思われる。かかる条件の中でバイオニア的の事業が行われる場合は、少なくとも短期的には採算ベースにのりがたく、技術の改良・開発もあわせ行う必要がある。

このように自然条件等に適した技術体系の確立をはかることによってはじめてその成功が見込まれる事業を試験的の事業という。

次に調査及び技術指導について説明すると、先に述べた関連施設整備事業、試験的の事業および受託事業に必要な調査と技術指導を行うことである。さらに、それらに支障のない範囲内で、開発事業に従事する本邦法人からの要請にもとづいて、その事業に必要な技術指導を行うこともできる。

#### イ、調査

開発の規模、政策面での重要性に応じて、開発基礎調査（一次、二次）、および開発計画調査と投融資審査等調査があり、技術的妥当性および経済協力効果を確認する。

#### ロ、技術指導

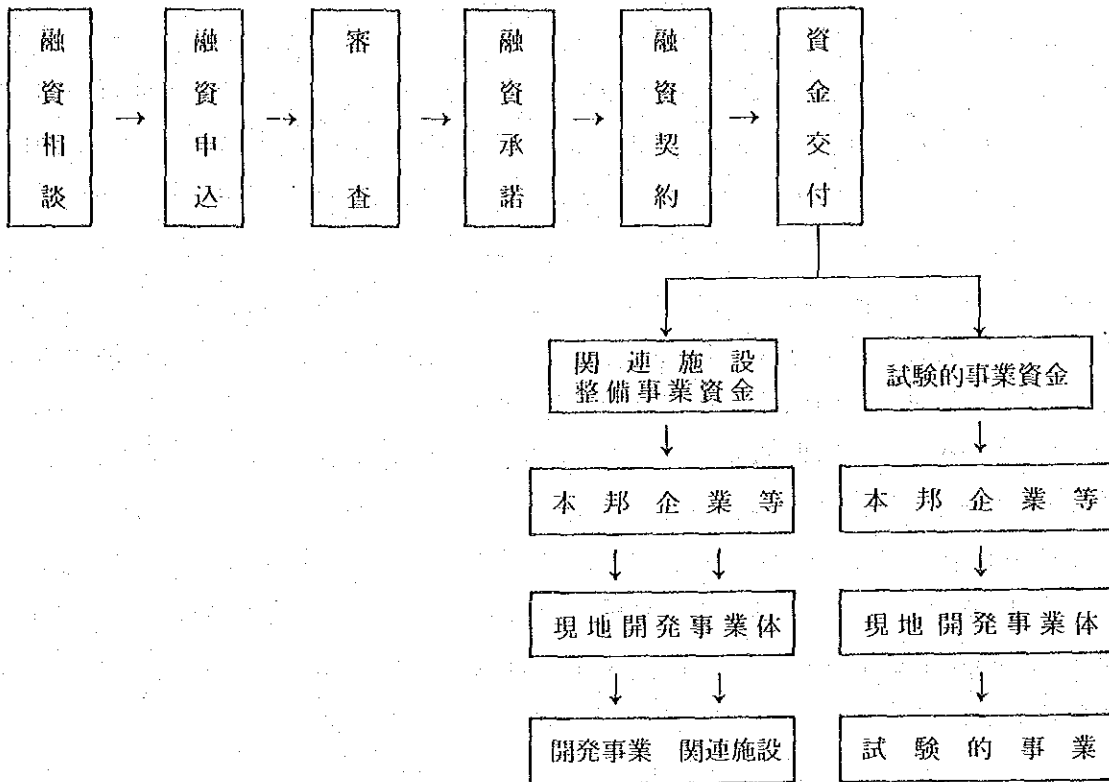
開発事業等に従事する現地側の技術者等の本邦への受入研修と、技術指導のための専門家の派遣を行う。

#### (3) 開発協力業務の手続き

手続きの流れを図にすれば下記のようなになる。



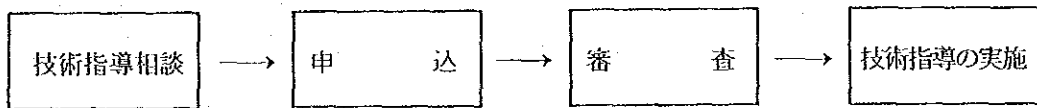
### 投融資業務



### 調査業務



### 技術指導業務



なお、技術指導業務のために派遣する専門家経費、研修員受入経費等については、その性格に応じて、受益企業から経費の徴収を部分的に行う方式となっている。

## 5. 海外移住

### (1) 移住の意義

日本人の海外移住については憲法第22条に「外国への移住の自由」として基本的人権の一つと認められており、日本政府も、明治以来、国民の海外移住を常に援助する方向を示して来た。日本人の海外移住に関する意義もしくは理念といったものは時代の流れと共に、その時々を社会的背景を反映して変遷を重ねて来たといえる。

第2次世界大戦後の移住の再開は、荒廃した社会と敗戦による海外からの引揚者を起因とする経済不況と人口圧により始まったのであるが、社会が平和と安定を取り戻すと共に国民の海外発展に正しい指針を与え、日本にとっても移住先国にとってもプラスとなる移住を実現しなければならないとの考え方が政府内部や有識者の間に生れた。これを受けて日本政府は、ブラジル、アルゼンティン、パラグアイ、ボリビアの各国と順次移住協定を結び、移住者の定着・安定とその繁栄のための日本と移住者受入国双方の協力関係を明確にし、もって移住者が受入国の地域開発にも寄与するものであることを確認した。更に、海外移住審議会が設けられ、海外移住の理念と移住施策のあり方を審議することとし、同審議会は昭和37年、46年、新しくは昭和54年1月に、夫々政府に対し答申した。この答申は、その時代背景をふまえて検討・審議されたもので、移住政策の骨子をなすものであり、当事業団の移住業務もこうした考え方にのっとり実施されている。

答申の精神を要約すると次のようになり、これが現時点における移住（行政）の理念もしくは意義となっている。

『海外移住は単なる労働力の海外への移動ではなく、移住者がその持てる能力の新たな可能性を求めて自己の発意と責任において個人の幸福追求の道を開かんとするものである。しかも彼等が移住受入国において良き市民として定着し、日本の経済、社会、科学、文化等の発達を背景として、その国の進歩に寄与することは国際協力の促進に資するものである。特に、後進地域への移住は、これら地域の経済及び社会の発展に寄与するものである。』

### (2) 移住業務の概略

#### イ. 移住知識の普及・相談

海外移住の意義・内容及び移住先国の実情等を広く国民に周知せしめるために、機関紙「海外移住」や各種啓発資料等の印刷物を作成・配布しているほか、テレビ・ラジオ・新聞等のマスコミを通じてパブリシティ活動を実施している。

青少年への海外発展思想の啓発・普及のため、「全国高等学校海外教育研究協議会」「日本学生海外移住連盟」への協力・援助、高校教師・学生・学識経験者の海外派遣、海外発展懸賞作文の募集などの業務を実施している。

一方、国内支部では、移住に関する展示・講演・映画会等を実施して現地の事情全般についての

詳細な説明や海外移住の啓発に努めると同時に、移住希望者に対する具体的相談を行い、移住を決意した者に対しては、移住申し込み手続の指導から日本出発までの相談・指導を実施している。また、昼間仕事を持つ人々に対して夜間相談会を開催して説明・相談の便宜をはかったり、移住希望者が語学研修や現地研修を行う場（「移住友の会」等）の提供も行っている。

また、海外日系人との連携を密にするため、海外日系人協会に対して助成を行っている。

ロ. 移住者の渡航にかかわる業務

移住が決定した者が、本邦を出発し現地へ到着するまでの間を安全かつスムーズに運ぶべく、事業団は次の援助を行っている。

(イ) 渡航費の補助

中南米諸国への移住者に対して、渡航費が高額でありこれが移住者にとって経済負担過重となることを考慮しその負担を軽減するため、移住に必要な最低限度の旅費のうち運賃相当額を次表の支給率に応じて支給している。

渡 航 費 支 給 基 準

区 分		年 間 所 得	支 給 率
技 雇 術 用 移 住 者	単 身	200万円未満	80%
		200万円以上	0%
	家 族	180万円未満	100%
		180万円～300万円未満	80%
		300万円以上	0%
自 営 移 住 者		350万円未満	100%
		350万円～480万円未満	80%
		480万円以上	0%

なお、やむを得ない理由による場合を除き、自己の都合で本邦出発後2年以内に帰国した場合は、移住者は支給を受けた渡航費に相当する金額を返納しなければならない。

(ロ) 支度費及び集結旅費の支給

(イ)に述べた渡航費補助を受けて外国へ渡航する者または事業団の送出国に基づいて自費で渡航する者で、渡航前に海外移住センターに入所する者に対し、支度費及び移住者の現住所の最寄駅から移住センター最寄駅までの運賃（集結旅費）を支給している。

(ハ) 宿泊施設の提供

移住者の渡航出発に際し、直前の一定期間（1週間以内）海外移住センター又は沖縄支部の宿泊施設に宿泊させ、現地事情等のオリエンテーションを行うとともに必要な手続を完了させる。また、移住先国においても到着時の一時宿泊施設を提供し、現地事情の説明や指導を行っている。

## (二) 移住者の引率

南米向移住者の渡航中の安全と便宜をはかるべく、移住業務に精通した者を引率員に任じ、移住者の統率と指導にあたらせている。

## ハ、移住者（希望者）の訓練・研修

移住者（希望者）に対して、移住先国社会に速やかに適応し持てる能力を十分に発揮できるように次表のように渡航前・渡航後の訓練・講習を実施している。

また、既移住者及びその子弟を対象とした本邦研修としては、次のようなものがある。

### (イ) 移住者子弟技術研修生

移住者子弟がその所属する地域社会の発展に積極的に貢献することを期待して、中南米地区の移住者子弟を本部に受入れ、所属社会の発展に必要な職業部門について最新の技術・知識を修得せしめる。受入人数は毎年20名、研修期間は18ヶ月。研修生の往復航空運賃、滞在費（甲地68,000円、乙地63,000円）及び支度費、教材費、国内研修旅費を事業団が支給する。

### (ロ) 現地育成医師の本邦研修（54年度より開始）

中南米の日系人入植地域における医療環境は未だ充分とは言えず種々の対策を講じているところであるが、その一環として事業団が現地において育成助成した医師免許取得者で1年以上事業団診療所等に勤務することを約束する医師を国内専門機関において2年間研修させることとしている。受入人数は毎年3名で、往復航空運賃・滞在費・国内研修旅費・支度金・授業料等を事業団が負担する。

### (ハ) 現地日本語教師の本邦研修（54年度より開始）

在外日系人の日本語教育の実効を上げるためには何にもまして優秀なる現地教師を確保することが肝要との観点から、熱意を持ちしかも素質のある教師を毎年10名程度厳選の上本邦にて研修せしめる。研修期間は3ヶ月とし、往復航空運賃・滞在費・支度料・研修旅費・教材費等を事業団が負担する。

## ニ、移住者の援助指導業務

### (イ) 生活環境の整備

移住者受入国が受入移住者の居住地の整備に努力することは当然であるが、中南米諸国においてはなお開発途上にある国が多く、主として財政上の理由から日本人入植地にまで手が回らないこともあるので、移住先国の施策を補完する意味で以下に述べる施策を実施している。

#### a. 医療衛生

(a) 主要入植地に診療所を設置（直営5、運営補助2）し、医師9名・看護婦25名を配置している。

(b) 移住者の比較的多い地区では、その近隣都市に特約医（30名）を委嘱し、僻地に散在する移住者のためには巡回診療を実施している。

(c) 医師及び看護婦の育成のため育英資金を支給している。（医師17件、看護婦8件）ま

(表) 訓練・講習一覽

区分	訓練・講習名	対象者	時期	期間	実施機関	訓練・講習内容	
1. 中南米向農業移住者 (1) 渡航前	イ. 短期訓練講習	長期訓練講習を受講した者を除く中南米農業移住者(家族の場合は、家長および成人男子のみ)	渡航前の適当な時期を毎年決定	1ヶ月	海外移住研修所 および沖縄支部	一般教養、現地事情、語学、農畜産実習、トラクター実習等	
	ロ. 長期訓練講習	中南米農業移住者のうち、受講を希望する者並びに農業経験及び社会経験が乏しく受講が必要と認められるもの	4月および9月に入所	1ヶ月	海外移住研修所	一般教養、現地事情、語学、農畜産実習、トラクター実習、体育訓練および6ヶ月間の所外専門実習	
	ハ. 適応研修	ブラジル到着直後で引受農家に就労する前の雇用農業移住者	渡航計画にもとづき毎年決定する	2週間	農業移住センター (サンパウロ)	ブラジル農業事情、入植地および日系社会事情、語学等	
	ニ. 補完(独立前)研修	雇用農及び分益農等の移住者で自営農として独立前にあるものうち補完研修を希望する者	適宜決定する	同上	同上	農業政策、農産物流通機構、農村労働法、金融事情等	
	ホ. 特別(子弟)研修	農業移住者の子弟で農業および牧畜経営についての専門知識の習得を希望する者	同上	同上	同上	土壌と肥料、栽培管理技術、病理と対策等	
	ヘ. 農業移住者研修	農業移住者で農業および牧畜経営についての専門技術の修得を希望する者	同上	同上	同上	農業政策、農産物流通機構、農村労働法、金融事情等	
	2. 中南米向工業移住者 (1) 渡航前	イ. 一般工業移住者渡航前講習	下記、ロ、ハ、を受講した者を除く中南米工業移住者	渡航計画に基づき毎年決定する	20日間	海外移住センター	一般教養、現地事情、語学等
		ロ. アルゼンチン工業青年移住者講習	アルゼンチン工業移住者	10月~11月	40日間	同上	一般教養、アルゼンチン事情語学等

区 分	訓練・講習名	対 象	期 間	時 期	実 施 機 関	訓 習 ・ 講 習 内 容
(2) 渡 航 後	ハ、横浜高等職業訓練校工業技術移住科講習	神奈川県立横浜高等職業訓練校工業技術移住科在校生	13日間	6月および11月	同 上	一般教養、現地事情、語学等
	イ、適応研修	ブラジル到着直後で引受会社等に就労する前の工業移住者	5日間	渡航計画に基づき毎年決定する	工業移住センター(サンパウロ)	ブラジル工業事情、日系社会事情、語学等
	ロ、補完研修	工業移住者で既に企業に就労している者のうち専門技術の補完研修を希望する者	8日間	適宜決定する	工業移住センター(サンパウロ)	治工員設計、電気設計製図、金属材料等
	ハ、特別研修	工業移住者で既に企業に就労している者および自習している者のうち、高等な専門技術・知識の修得を希望する者	4日間	同 上	同 上	ブラジル法制事情、労務管理等
3. 先進国向移住者 (1) 渡 航 前	イ、北米移住者訓練講習	カナダおよびアメリカ合衆国向移住者(ビザ発給見込みのものも含む)のうち能力補完のために受講を希望する者	30日間	適宜決定する	海外移住センター	現地事情、語学等
	ロ、オーストラリア移住者訓練講習費	オーストラリア移住者(ビザ発給見込みのものを含む)のうち、能力補完のために受講を希望する者	同 上	同 上	同 上	一般教養、現地事情、語学等
	ハ、カナダ農業移住者訓練講習	カナダ国農業移住者としてビザの発給が見込まれる者	同 上	2月～3月	海外移住研修所	一般教養、現地事情、語学等
	イ、カナダ農業移住者現地研修	カナダに移住した農業青年移住者のうち専門技術の補完研修を希望する者	45日	12月～1月	J.I.C.A.及び農業青年引受委員会	一般教養、専門技術、語学、現地事情等
4. その他の移住者 (1) 渡 航 前	イ、婦人移住者講習	婦人移住者のうち受講を希望する者	23日間	5月および9月	海外移住センター	一般教養、現地事情、語学等
	ロ、短期移住者講習	永住の目的でなく一定期間日本の進出企業又は合弁企業等の派遣要員として渡航する者のうち受講を希望する者	30日間	9月および1月	同 上	一般教養、現地事情、語学等
	ハ、海外実習生国内研修	海外実習生として合格した者	6ヶ月	9月～2月	同 上	一般教養、現地事情、語学、体育、訓練等

た、こうして育成された医師の本邦研修を実施することは、既述(3-イ)の通りである。

(d) 予防衛生知識の普及のための指導や啓発映画の上映等を実施している。

b. 教育

(a) 教育施設(学校・教員宿舎・寄宿舎等)の建設や教材の整備に補助を与えている。

(b) 入植地の学校に勤務する教師に対し謝金を支給している。(96件)

(c) 小・中・高校生に対する育英助成(月謝・交通費・宿泊費の補助)及び大学生に対する奨学金の支給(150件)を実施している。

(d) 移住者子弟の日本語教育のため日本から日本語指導教師を派遣(3名)し、現地日本語教育の指導に当らせている。また、現地日本語教師に対して謝金を支給(96件)するとともに、54年度から本邦研修を実施することは既述(3-ウ)の通りである。

c. 生活改善指導

(a) 僻地集団移住地のある支部に生活改善巡回車を配置している。

(b) 生活改善にかかわる映画フィルム・スライド・書籍等を各支部に配布して移住者に利用せしめ、また巡回映画会も実施している。

d. 電化・道路

移住者の生活環境改善と生産力の増大に重要なファクターとなる入植地の電化、周辺道路の整備(造成・修理等)に助成を行っている。

e. その他

入植地の治安対策や自治体の育成に対しても、補助金の支給等の援助業務を行っている。

(ロ) 営農普及指導

農業に従事する移住者の定着・安定を促すため、営農相談に応ずるのはもちろん、講習会の開催や営農技術指導用パンフレットの作成・配布等、日常の営農普及活動を続けているが、それ以外に次のような施策を実施している。

a. 試験農場の運営

(a) 営農指導の基礎的データの確立のため試験農場(6ヶ所)を運営し、南米農業の試験研究を実施している。

(b) 前述の試験農場には農業専門家(5名)を派遣し、移住者への指導を徹底するとともに、事業団技術系職員の技術向上をはかっている。

b. 営農改善特別対策

主要入植地の営農改善をはかるべく、適宜に特別対策を策定し実施している。ちなみに、昭和53年度はボリビア国オキナワ入植地の棉作をとりあげた。

c. 委託栽培試験

新規作物の導入及び栽培方法等、試作的な栽培が必要な場合、入植者又は農業団体にその試験的栽培を委託する。

d. その他

上記のほか、ブラジル国内農業専門家を各入植地に派遣して営農指導にあたりせたり、各入植地農協の育成のための補助金を支給する等の施策を行っている。

(イ) 移住者への融資

日本と異った社会・経済条件の中で移住者が定着・安定を達成するためには相当の努力と期間が必要で、特に移住後の年数が浅い場合には現地金融機関に対する信用度の不足のため必要な資金の融資を受けることがなかなか困難である。このため、移住者及び移住者の団体が農業・漁業・工業その他の事業を行う者が、現地金融機関を有効に利用できるようになるまでの間、必要な資金を融資する次頁表のような融資制度を準備している。

なお、移住融資の貸付はすべて現地貸付で、その手続は支部が所掌しているが、一般的に次の手順によっている。

a. 借入申込相談

希望を聴取し相談表を作成する。(借入申込相談者審査会を支部内で月2・3回開催し、申込受付可否を決定する。)

b. 借入申込書受付

借入申込金額、資金の用途、償還期間、担保、連帯保証人等を確認する。

c. 審査調書作成

申込者及びその事業の適格性、償還能力、担保能力等の審査を行う。  
(貸付が決定したら、貸付金額、返済条件、担保設定等を決定する。)

d. 貸付稟議書作成及び決裁

e. 公正証書作成依頼

f. 貸付日通知

資金の手配を行い、貸付日を決定し、その旨を申込者に通知する。

g. 貸付の実行

貸付契約を締結し、資金を交付。

h. 公正証書の登記

i. 資金用途の確認

領収書等により資金用途を確認する。

(ニ) 入植地の造成と分譲

移住者の入植及び雇用農移住者の独立を容易にし海外移住の円滑な実現を図るために、移住者の希望・適性・経済力を勘案し、また受入国の開発計画あるいは農地改革等に沿って、政府出資金を原資として、入植地の取得・造成・管理・分譲を行っている。それぞれの業務を簡単に説明すると次の通りである。



融 資 制 度 一 覧

区 分	種別	融資内容	貸付限度額	貸付期間	利率	備 考
1. 農業融資 (1) 個人融資	イ、ドミニカ、ポリビア パラグアイ国	長期	800万円相当ドルの現 地通貨額	8年(内、償還期間は 4年以内)	年 5%	貸付金残高最高限度額 は830万円相当額ま で。 特別な資金使途につい ては貸付期間最長9年。
		短期	30万円相当ドルの現 地通貨額	1年半	年 5%	
	ロ、アルゼンティン国	長期	800万円相当ペソ額	8年(内、償還期間は 4年以内)	年 19%	
		短期	30万円相当ペソ額	1年半	年 19%	
	ハ、ブラジル国	長期	800万円相当クルゼイ ロ額	8年(内、償還期間は 4年以内)	年 12%	
		短期	30万円相当クルゼイ ロ額	1年半	年 12%	
(2) 団体融資	長期	農業に従事する移住者 の団体に対し、設備資 金、運転資金等を貸付 けるもの。	50万円相当額×出資者 数	個人融資と同じ	個人融資と 同じ	貸付金残高最高限度額 は5000万円相当額 まで。
	短期	同上	30万円相当額×出資者 数	同上	同上	同上
(3) 災害融資	長期	天災または動乱、暴動 等の事変により甚大な移 住者に対し、被災復旧 資金を貸付けるもの。	30万円相当額	1年半		貸付期間は事柄を勘案 して延長、短縮もあり うる。
	短期	同上	同上	同上		同上
2. 小工業融資	イ、ドミニカ、ポリビア パラグアイ国	長期	300万円相当ドルの現 地通貨額	3年(償還期間なし)	年 6%	貸付金残高最高限度額 は300万円相当額ま で。 貸付金の種類は設備資 金または運転資金。 融資対象業種に限定が ある。
		短期	90万円相当ドルの現 地通貨額	1年	年 6%	
	ロ、アルゼンティン国	長期	300万円相当ペソ額	3年(償還期間なし)	年 22%	
		短期	90万円相当ペソ額	1年	年 22%	
	ハ、ブラジル国	長期	300万円相当クルゼイ ロ額	3年(償還期間なし)	年 14%	
		短期	90万円相当クルゼイ ロ額	1年	年 14%	
3. 更生資金融資	イ、更生資金(生業費、 支度費、技能習得費)	長期	50万円相当現地通貨額	8年(内、償還期間は 2年以内)	年 3% (ただし、 償還期間中 は無利息)	貸付金残高最高限度額 は50万円相当額まで。 生活指導能力のある保 証人を必ず必要とする。
		短期	30万円相当現地通貨額	6年(内、償還期間は 1年以内)		
	ロ、住(改修費、転宅費)	長期	30万円相当現地通貨額	5年(内、償還期間は 1年以内)		
		短期	20万円相当現地通貨額	5年(内、償還期間は 1年以内)		
	ハ、生活資金	長期	20万円相当現地通貨額	6年(内、償還期間は 2年以内)		
		短期	20万円相当現地通貨額	6年(内、償還期間は 2年以内)		
ニ、療養資金	長期	同上	同上			
	短期	同上	同上			
ホ、災害救済資金	長期	同上	同上			
	短期	同上	同上			

事業団直営入植地

種別	入植地名	所在地	管轄支部	入植地面積	入植開始年	入植戸数(人)	主要作物	分		件数(2)		備考 (分譲状況)	
								標準面積	一括払差	金額	据置期間		償還期間
ブ	バルゼリアアレグレ	マツグロ州	サンパウロ支部	36,363 ha	昭和34	45戸	養鶏、果樹	25ha	70,000円	70,000円	4年	5年	現地分譲対象
	ガタバラ	サンパウロ州	"	7,294	36	116	"、養豚、水稲	12.5	150,000	150,000	4	5	"
	フンジャール	リオ・デ・ジャネイロ州	リオ・デ・ジャネイロ	1,015	34	35	"、ゴヤバ、柑橘	11.3	805,000	805,000	4	5	満植
	ジャカレイ	サンパウロ州	サンパウロ	613	36	50	"、花菜、果樹	6.2	864,000	864,000	4	5	満植
ジ	第2トマス	バラ州	ペレン	25,800	37	130	こしょう、メロン、カカオ	25	250,000	25,000	4	5	自営農受入中
	ピニョール	サンパウロ州	サンパウロ	756	37	43	果樹、野菜	12	650,000	65,000	4	5	満植
ル	サンロレンソ	リオ・デ・ジャネイロ州	リオ・デ・ジャネイロ	168	50	1	花卉	28.5	4,007,667	400,700	3	5	満植
	アウリベルデ	サンパウロ州	サンパウロ	432	52	-	野菜、果樹	15	5,070,000	1,014,000	4	5	現地分譲対象
ア	ガルアペー	ミッシェラス州	ブエノス・アイレス	3,110	34	26	短期作物、タバコ、柑橘	30	521,300	52,000	4	5	現地分譲対象
	アンデス	メンドサ州	"	1,312	37	18	ブドウ・トマト・イチゴ	10	1,200,000	120,000	4	5	"
ル	エスペランサ	ブエノス・アイレス州	"	38	42	12	花卉(キク・カーネーション・バラ)	2	1,185,000	113,500	4	5	満植
	アルマ・フェルデ	"	"	39	43	15	"(カーネーション・バラ・キク)	2.5	1,200,000	120,000	4	5	"
ゼ	ローマ・ベルデ	"	"	43	44	13	"(バラ・キク)トマト	2.8	1,684,500	168,450	4	5	"
	マルコスパス	"	"	40	45	14	"(カーネーション・キク)養蜂	2.9	1,500,000	150,000	4	5	"
ン	エルバット	"	"	37	46	13	"(カーネーション・キク)イチゴ	2.6	1,620,000	162,000	4	5	"
	セラージャ	"	"	30	47	11	"(バラ・カーネーション・キク)	2.7	1,444,500	144,450	4	5	"
チ	エル・チャニヤール	ネウケン州	"	76	48	3	果樹(リンゴ・ナシ)	10.9	4,163,000	416,300	4	5	"
	ラブラタ	ブエノス・アイレス州	"	120	50	36	花卉	2.2	1,075,000	322,500	4	5	自営農受入中
ン	グレイ	"	"	75	52	19	花卉	2.9	2,405,500	481,100	3	2	現地分譲対象
	フラム	イタプア環	アスンシオン	16,056	31	197	雑作(大豆・小麦)養蚕	25	156,500	16,000	4	5	"
ラ	アルトバラナ	イタプア環	"	84,217	35	290	"(大豆・落花生・小麦)養蚕	30	423,000	42,300	9	5	"
	イダアス	アルトバラナ環	"	87,763	36	233	養鶏、雑作(大豆)、野菜(トマト)	30	529,000	52,900	9	5	自営農受入中
ボ	サンファン	サンタクルス州	サンタクルス	27,132	30	214	養鶏、糖稲、雑作(大豆)	50	-	-	-	-	満植
	オキナワ第1	"	"	21,800	31	113	"、ワタ、雑作(トウモロコシ)	50	-	-	-	-	"
リ	第2	"	"	16,744	34	73	"、ワタ	50	-	-	-	-	"
	第3	"	"	15,610	37	45	ワタ、サトウキビ、肉牛	50	-	-	-	-	"

\*① 昭和53年3月31日現在調べ

\*② 昭和53年度分譲条件

\*③ ポリビアの4入植地は、ポリビア政府から事業団が土地の提供を受けて造成し、入植を進めているものである。

a. 入植地の調査・取得

候補地の自然・社会・経済等諸条件の調査・検討を行い、今後の移住者動向と入植の見込み更には周辺入植者の営農状況を勘案し、土地の購入を決定する。

b. 入植地建設計画

土地利用、造成工事、分譲、入植、移住者の標準営農計画、公共施設及び共同利用施設並びに市街地の整備、入植地全体の予定原価、資金計画等を含む建設計画を樹立する。なお、所在国の所轄官庁はこの建設計画に基づき、当該地域の地域開発・農地改革等の見地より、これを審査・調整して入植地設置許可を与えている。

c. 入植地の造成・管理及び分譲

年度毎に事業計画及び入植の進捗度等を考慮して実施計画を作成し、分譲を行う。なお、分譲価格は、入植地の取得・造成に要する費用等の原価を基礎とし、近傍地価等を勘案のうえ決定する。

ホ. その他の業務

(イ) 出 資

海外において、移住者の定着及び安定に寄与すると認められる農業・鉱業・工業その他の事業を行うもの（移住者及びその団体は除く）に対し、必要な資金を出資することができるが、現在は、日本イタプア製油投資会社のほか数件に出資している。

(ロ) そ の 他

外務大臣の認可を受けて、事業団法第1条の目的を達成するうえで必要な次の事業を行っている。

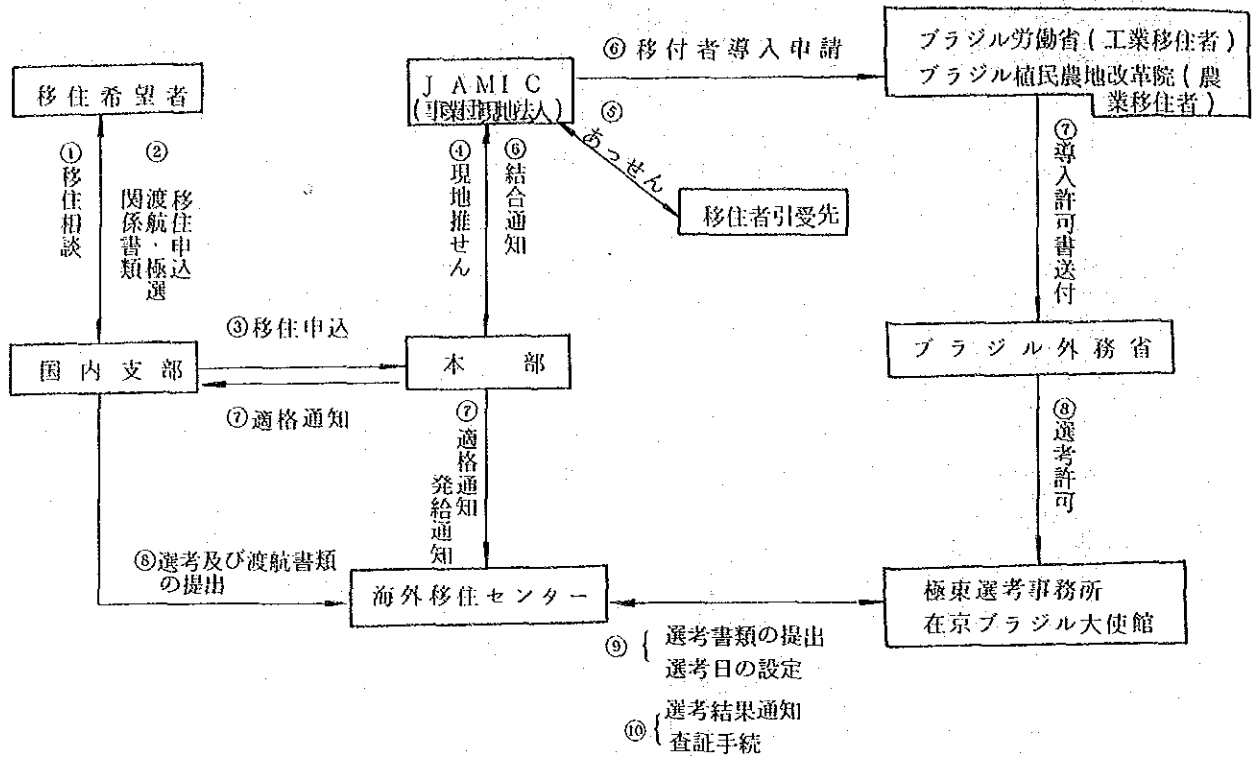
a. パラグアイ国エンカルナシオン市及びボリビア国サンタクルス市に所有する倉庫の移住者団体への賃貸。

b. ブラジル国バルゼア・アレグレ入植地にある牧場の運営

(3) 移住手続の流れ

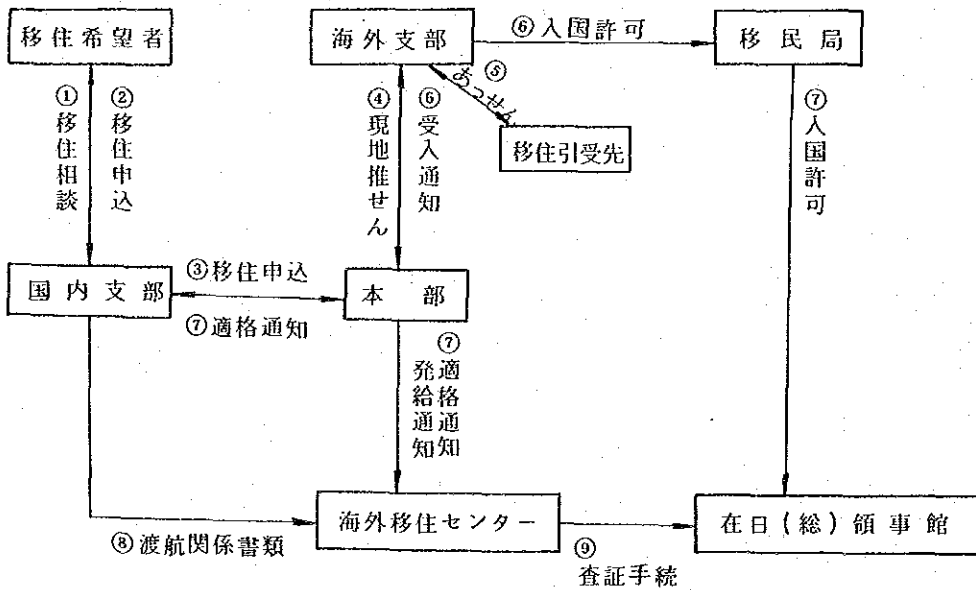
移住手続とは、本来、移住希望者と当該国の大使館・領事館等の担当セクションとの間で行われるものであるが、中南米諸国の如く移住協定に従って事業団が手続事務を担当する場合や、カナダ・オーストラリアの如く在日公館より事業団に対して移住希望者の相談及び手続上の指導につき協力依頼のある場合もある。こうしたそれぞれのケースにつきその事務の流れをフローチャートにすると次の通りである。

イ. ブラジル向農業・工業移住者



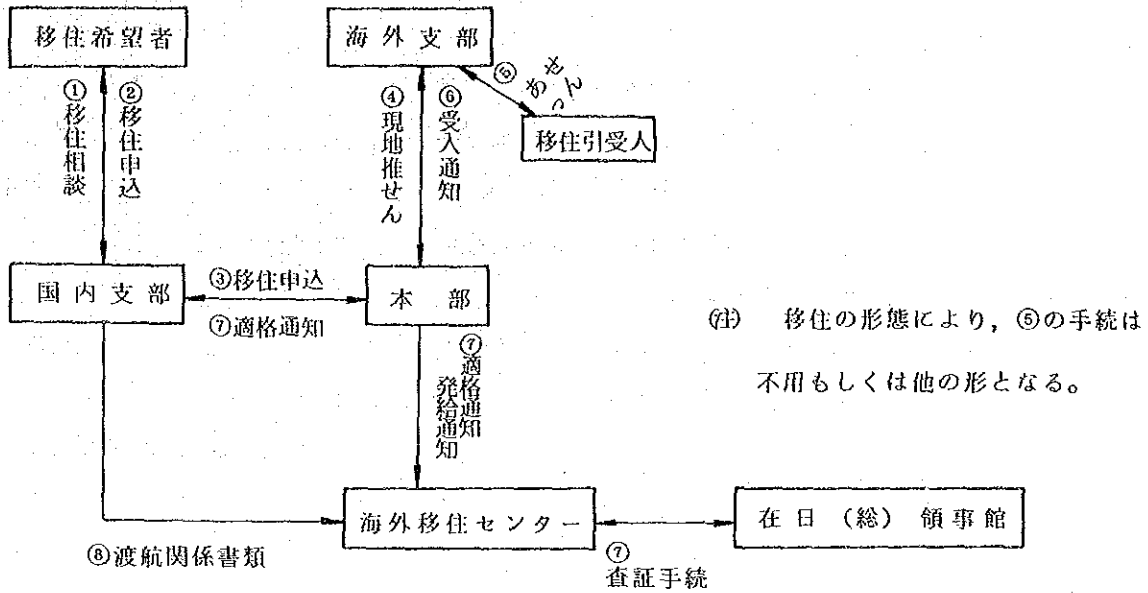
(注) 近視呼寄移住については、移住希望者およびその呼寄人が相手国官憲に手続を行なうことになっており、事業団はその手続につき相談・指導にあたっている。

ロ. アルゼンティン・ボリビア向移住者

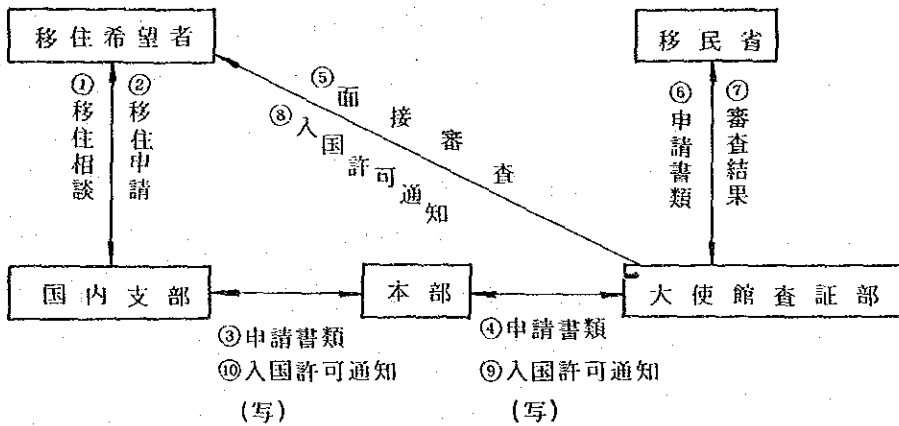


(注) 移住の形態により⑤の手続は不用もしくは他の形となる。

ハ. パラグアイ向移住者



ニ. カナダ、オーストラリア向移住者



- (注) 1. 原則としてアンボナー方式であり、雇用先が決定している場合は、審査に非常に有利である。
2. 近親呼寄移住については、移住希望者およびその呼寄人が相手国官憲に手続を行なうことになっており、事業団はその手続につき相談・指導を行なう。
3. カナダ移住の場合、審査は移民省でなく、大使館査証部が行なうため⑥、⑦の事務は省略される。

## 6. 技術協力のための人材養成・確保

### (1) 人材養成・確保の意義

技術協力、なかんずく専門家派遣において、優秀な専門家を送り出せるかどうかは極めて重要な問題である。我が国は、島国という特殊性もあって、専門家でありかつ国際人として通用する人は、極めて少ない。また、我が国独特の社会慣行から国内の仕事を離れて海外で働くということに対する障害も大きい。他方、各国からの多様な要請に迅速に対応して、今後、優秀な専門家を海外に多数送り出さなければならないという状況に直面している。

このため、事業団は設立にあたって、事業の柱として、人材の養成（専門家としての能力の向上を図る。）及び確保（優秀な専門家を発掘し、維持する。）を掲げ、（事業団法第21条第1項第5号に掲げられているところから、通称5号業務といっている。）、これに必要な各種の措置を講じている。

### (2) 人材の養成

研修は次の4種類がある。

イ. 派遣前研修 派遣が決定した専門家に対して、直前に行う研修である。内容は、業務、任国事情等に関する一般オリエンテーションと、集中的語学訓練である。通常集合研修の形で約25日間実施しており、長期派遣専門家全員の受講を勧奨している。

このほか、個別研修の形で、語学研修（特に特殊語学）や技術研修（短期）も実施している。

ロ. 国内長期技術研修 派遣が決定（予定も含む。）した専門家（特に帰国専門家、協力隊員等）に対し、技術面にしぼって、やや長期（通常1月～6月間）に実施する研修である。新分野の技術習得（技術開発研修）、新技術の補充ないし追加（技術補完研修）、より高度の技術習得（技術向上研修）等を目的として実施されるが、いずれの場合も後述の専門家確保制度と連携して、研修効果を高めている。

ハ. 中期研修 近い将来派遣が予定されている専門家に対し前広に研修を行い専門家として必要な知識（一般分野及び専門分野）の付与と語学能力の維持向上を図ろうとするもので、派遣前研修に比べ養成色がより濃い研修である。社会開発、農林業、鉱工業等各専門分野ごとに集合研修の形で約3ヶ月にわたって実施している。更に本研修の一環として、3ヶ月間の国内研修修了後に更に1ヶ月間海外で実地研修を行うプログラムがある。

ニ. 海外長期研修 各種研修のうち、最も養成色の濃い研修である。すなわち、将来、指導的専門家として一人立ちすることが予定され又は期待される者に対し、2年間、海外において技術研修（開発経済の分野における研修も含む。）を受けさせようとするものである。派遣先は、通常援助先進国の大学、試験研究機関等である。本研修については、毎年、研修希望者に対し、試験を実施して、適格者を選抜しているが、その中に事業団職員、協力隊OB等も少なからず選ばれている。

### (3) 人材の確保

#### イ. 専門家の発掘

現在、専門家の選考は、適格者について関係省庁よりの推せん方式により行っており、いわゆる公募方式は採用していない。

これは、専門家派遣が政府ベースの派遣であり、一般に政府関係機関において多くの人材を確保していること、派遣後の専門家の技術的支援が容易であること等による。

併行して事業団では、従来から登録制度を有し、帰国専門家、研修修了者、協力隊OB等を中心に、派遣を希望する者をリストアップして派遣に備えているが、その機能は、必ずしも十分でない。

しかしながら、最近における派遣要請の増大に伴い、必ずしも、推せん方式で、迅速かつ適格な専門家を発掘することは、困難になってきており、登録制度の活用、更には公募方式の利用についても検討を進めてきている。

#### ロ. 特別嘱託制度

ほとんどの専門家は、派遣中も他に所属先を有し、帰国後は現職に復帰することとなるが、事業団以外に所属先を有せず、帰国後も更に次の派遣を希望する者が少ない。また新規専門家で、近く派遣が予定されるものの、それまでの間、事業団以外に所属先の無い者もある。これらの専門家を事業団に確保（プール）して、派遣要請があったときに迅速に対応できるシステムが、特別嘱託制度である。特別嘱託には嘱託期間中一定の手当を支給するとともに、特に前述した各種研修とタイアップさせて、専門家の能力の向上に努めている。特別嘱託制度は、いわば、生涯にわたって国際協力に専念する専門家を維持し、育成する場として重要なものであり、5号業務の柱となっている。







JICA